

# 平成24年度業務実績評価シート用 説明資料



平成25年8月6日(火)

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

－ 目 次 －

区 分	評 価 項 目		自己評定	頁
Part1	評価項目1	効率的な業務運営体制の確立	A	2～7
	評価項目2	内部統制・ガバナンス強化への取組	A	8～14
	評価項目3	業務運営の効率化に伴う経費節減	S	15～20
	評価項目4	効率的かつ効果的な施設・設備の利用	A	21～26
	評価項目5	合理化の推進	A	27～31
Part2	評価項目6	地域移行に向けた取組(施設利用者の地域移行のスピードアップ)	S	33～34
	評価項目7	地域移行に向けた取組(地域移行の段階的支援(プロセス)の実践(本人及び保護者の同意を得るための取組))	A	35～37
	評価項目8	地域移行に向けた取組(地域移行の段階的支援(プロセス)の実践(移行先の確保、移行者に対する地域生活の定着支援))	A	38～39
	評価項目9	行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援	S	40～44
Part3	評価項目10	調査・研究のテーマ、実施体制等	S	46～48
	評価項目11	成果の積極的な普及・活用	A	49～50
	評価項目12	養成・研修、ボランティアの養成	S	51～53
	評価項目13	援助・助言	A	54～56
	評価項目14	その他の業務	A	57～64
	評価項目15	サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保	A	65～66
Part4	評価項目16	予算、収支計画及び資金計画等	A	68～69
	評価項目17	人事に関する計画	A	70
	評価項目18	施設・設備に関する計画	A	71

# Part 1

## 業務運営の効率化に関する事項

1－(1) 効率的な業務運営体制の確立

【評価項目1】

1－(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組

【評価項目2】

1－(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

【評価項目3】

2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用

【評価項目4】

3 合理化の推進

【評価項目5】

## 業務運営の効率化に関する事項

1-(1) 効率的な業務運営体制の確立		【評価項目1】
		自己評価 A
評価の視点	的確に業務運営を進める観点から、効率的かつ柔軟な組織編成や、適正な人員の配置を行っているか。	
数値目標	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、常勤職員数について、平成24年度末までに期首(20年度当初)に比較して20%を削減する。	

### 適正な人員の配置

☆削減計画数(56人)を計画的に削減

20年度期首    24年度期首    24年度期末  
279人 → 226人 → 223人(△56人)

常勤職員数  
約20%削減

- 地域移行等による施設利用者の減少を踏まえ、平成24年4月1日から、第5次寮再編(16か寮→15か寮)を実施し、さらなる効率化を行った。
- 平成25年1月21日付で総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から「勧告の方向性」が示され、その中で地域移行等による施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図ることとされたことから、施設事業局の内部組織を3部(生活支援部、就労支援部、地域支援部)から2部(生活支援部、地域支援部)に集約する検討を行った。なお、就労支援部の業務は、地域支援部就労支援課の業務とした。(平成25年4月1日実施)
- 発達障害児を対象とする通所支援事業(児童発達支援事業<定員10名>、放課後等デイサービス<定員10名>)を実施し、療育支援を行う体制整備のため、「診療所」を「診療部」に改組し、療育支援を担当する「療育支援課」を新設するとともに、「障害児通所支援センター」を開設する検討を行った。(平成25年4月1日実施)

## 業務運営の効率化に関する事項

評価の視点	人員の計画的な削減や給与体系の見直し、給与水準の適正化を行うなど、人件費改革に取り組んでいるか。(政・独委評価の視点事項と同様)
数値目標	常勤職員数について、期首(平成20年度当初)に対する期末(平成24年度末)の割合が80%となるよう、平成24年度においても計画的に削減を行う。

### 常勤職員数の削減

(注) 提供するサービスの質の確保及び新規事業の実施に必要な専門職の採用を行った。

【24年度新規採用職員】

生活支援員6人、看護師1人、心理療法士2人  
作業療法士1人、研究員2人、医療ソーシャルワーカー1人

△56人の削減(目標達成)

20年度期首  
279人

24年度期首  
226人

24年度期末  
223人

定年退職者の原則不補充

平成23年度と比較して約231百万円の縮減

- 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号:平成24年3月施行)に準拠した給与改定を行った。

国家公務員に準拠

1,808百万円 → 1,577百万円  
△231百万円 (△12.8%)

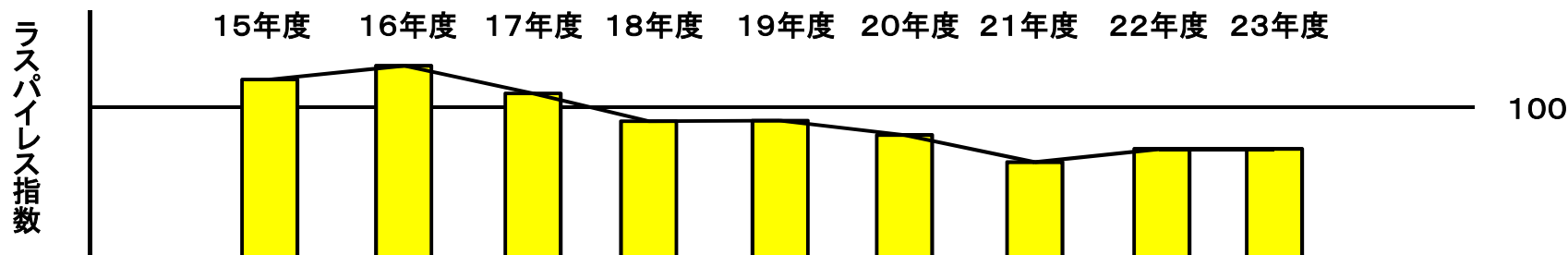
## 業務運営の効率化に関する事項

評価の視点	国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点)
数値目標	平成22年度のラスパイレス指数は98.1以内とする。

ラスパイレス指数  
対国公 96.0

事務・技術職員

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対国家公務員	106.2	107.1	100.6	99.4	99.4	98.1	94.1	94.1	95.7	96.0
対他法人	98.8	100.0	93.9	92.6	93.1	92.3	88.9	90.9	90.9	89.8



対国家公務員

## 業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

人事交流や有能な人材の招聘等、資質の高い人材確保に取り組んでいるか。

### 人事交流や有能な人材の招聘等、資質の高い人材の確保

#### 専門家の招聘

地域支援

高齢者支援

調査・研究

摂食・嚥下

シーティング(座位維持)

就労支援

矯正施設等退所者支援

指導・  
助言

支援職員

質の高  
いサー  
ビスの  
提供

**業務運営の効率化に関する事項**

評価の視点

国と異なる、又は法人独自の諸手当について、その適切性を検証しているか。  
法定外福利費の支出について、その適切性を検証しているか。

国と異なる法人独自の手当はない。

法定外福利費については、労働基準法及び労働安全衛生法に則り、適切に対応



**業務運営の効率化に関する事項**

評価の視点

国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。

独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。

21年度末までに廃止するよう指導されている  
嘱託ポストはない。

法人職員の再就職者の非人件費ポストはない。

## 業務運営の効率化に関する事項

### 1-(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組

【評価項目2】

自己評価 A

評価の視点

内部統制の向上、ガバナンス強化に向けて、どのように取組んでいるか。  
(政・独委評価の視点事項と同様)

#### 内部統制の向上を図るための取組

#### 基本方針

のぞみの園の内部統制・ガバナンス強化の取組について(報告書)

(平成21年3月23日 内部統制向上検討委員会)

内部統制  
向上検討  
委員会の  
開催

平成24年度  
3回開催

<要旨>

のぞみの園に相応しい内部統制・ガバナンスの仕組みを構築することとし、最優先の課題として、業務の有効性・効率性に影響を与える恐れのある阻害要因(リスク)の適正管理に取り組む。

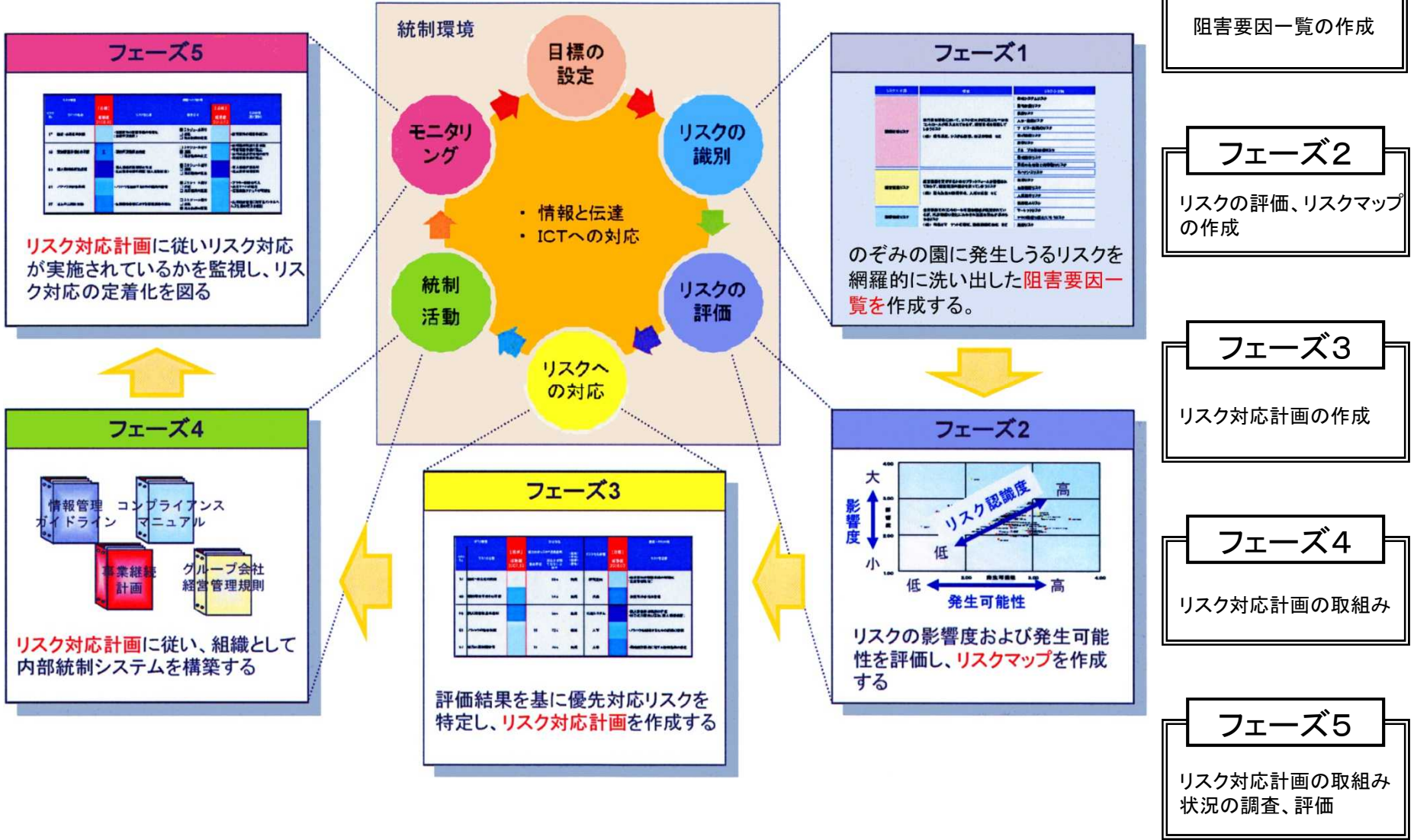
今後の方針として、平成21年度においてリスク管理の仕組みの確立を図るほか、併せて、①内部統制を推進するための教育・研修、②法令遵守等に関する体制整備、③既設の各種委員会の整理等に順次取り組んでいく。

なお、リスク管理や今後の取組を検討するに当たって、監査法人等の専門的知見を有する第三者の指導を受けつつ行う。

平成24年度においては、内部統制の向上を図るため、厚生労働省独立行政法人評価委員会の指摘等を踏まえ、阻害要因(リスク)一覧をもとに、優先的に対応すべき3つのリスク(①利用者の骨折等、②誤与薬の発生、③当事者意識の欠如)について継続して取り組んだ。

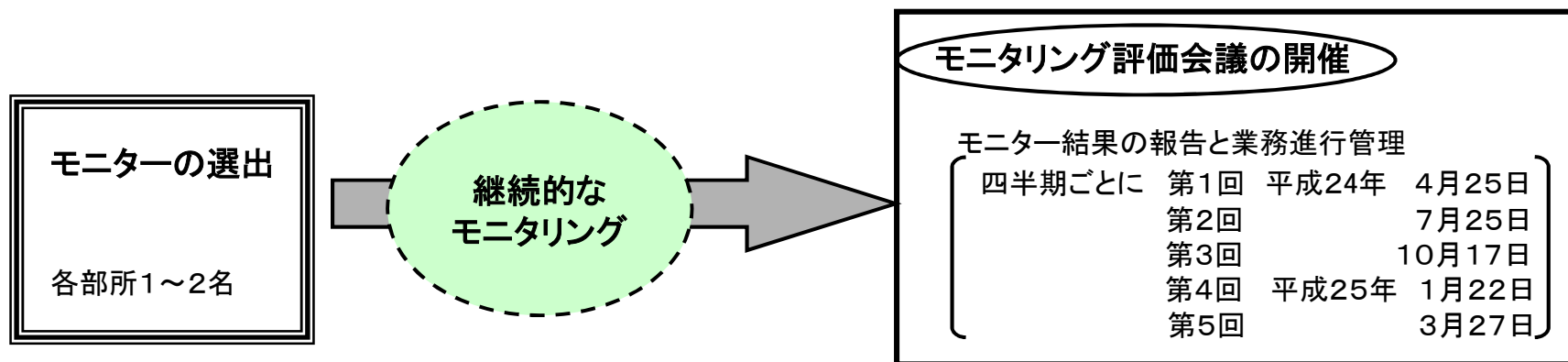
また、内部統制の必要性やリスク対応計画及び取組内容等について、職員研修会2日間(3回)開催し、職員間の共通の認識を深めた。

# 平成20年度からの取組み

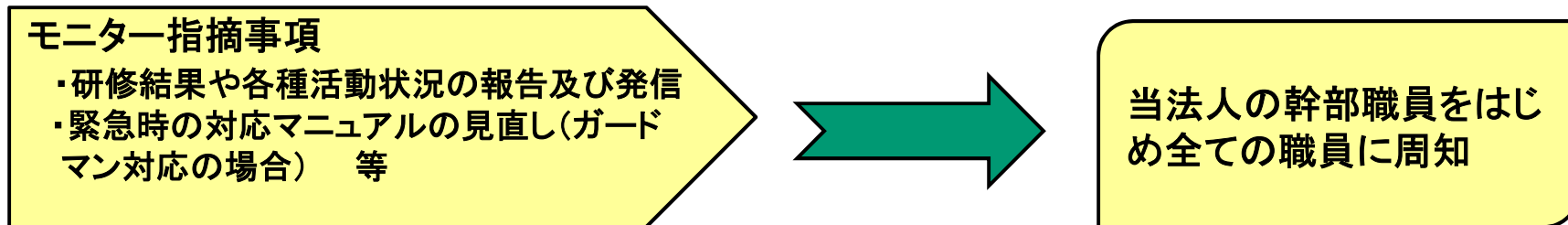


## 業務運営の効率化に関する事項

数値目標	業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価会議を平成21年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務に反映させる。
評価の視点	業務の進行管理のため、組織的かつ継続的にモニタリングを行っているか。
	また、モニタリングの結果を業務に反映させる仕組みとなっているか。



※第1回は、23年度第4四半期分



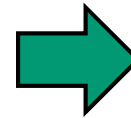
## 業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

業務の情報開示や監査機能の強化など、的確な業務遂行をチェックする取組を行っているか。

### 業務の情報開示

- ・組織、業務及び財務情報
- ・業務運営の状況に関する評価
- ・監査の結果
- ・調査、研究及びセミナー等の業務内容の紹介 等

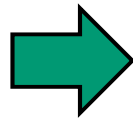


ホームページで  
公表

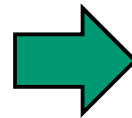
### 監査機能の強化

#### 『内部監査』の実施

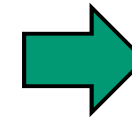
内部監査計  
画の策定



監査の実施



監査結果に  
ついて、理  
事長へ報告



ホームペー  
ジで公表

(4月)

(7月～12月)

(2月)

(3月)

## 業務運営の効率化に関する事項

### 評価の視点

施設利用者の安全を守り、法人としてのリスク回避・軽減を図るため、

- ①感染症予防や防災対策に対して、どのように取り組んでいるか。
- ②施設利用者の事故防止対策に対して、どのように取り組んでいるか。

### 施設利用者の健康維持・安全対策

#### 健康維持対策

- ・定期的な健康診断の実施。
- ・インフルエンザ予防接種の実施。
- ・褥瘡防止委員会の運営
- ・高齢化等への対応として、外部の専門家を招き、積極的に次の対策を実施。  
職員介護技術の向上、摂食・嚥下障害、シーティング対策

#### 感染症防止対策

- ・日々手洗い・うがいの奨励、消毒の徹底を図り、感染症の発症時期に感染症対策委員会をその都度開催し、防止対策を実施。
- ・インフルエンザの流行に備えて、ワクチン確保、利用者及び職員に対する予防接種を実施し、防止に努めた結果、利用者の発症を最小限に防いだ。

#### 事故防止対策

##### <事故予防として>

- ・施設内の危険箇所等の点検。
- ・交通安全の実施。
- ・定期的な防災訓練の実施。
- ・支援職員に対する計画的な研修。
- ・園内の連絡体制の整備。

##### <事故の再発防止として>

- ・事故防止対策委員会を定期的開催し、発生原因の分析、事故防止策を検討。
- ・様々な機会を通じて同様の事故が起こらないよう、情報の共有化と注意喚起。
- ・リスク管理講習会の実施。
- ・車椅子への移乗講習会の実施
- ・離床センサーの増設
- ・事故防止対策強化月間の取組(11月)として、ヒヤリハット対策の重要性について周知徹底するとともに、報告書の様式も簡潔にした結果、報告件数が、対前年度比で大幅に増加した。

#### 事故件数の推移

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
事故	68件	52件	57件	69件	70件	54件	51件	47件	60件	46件
ヒヤリハット	13件	11件	26件	66件	57件	103件	73件	50件	79件	963件

## インフルエンザの対策

### 感染症対策委員会

感染症の防止と万一発生した場合の対策を講じるため、「感染症対策委員会」を開催し、迅速な対応を図った。平成24年度は、インフルエンザの流行に備えて、感染症対策を徹底して行い、予防に努めた。



ワクチンの速やかな供給を図るための手続き、タミフルの備蓄状況の定期確認  
タミフル予防投与及び手洗い・うがい・マスク着用を励行し、更に、職員や職員の家族等が罹患した場合は、出勤停止等措置



利用者の発症は11人。  
感染予防対策として、該当寮の活動を自粛

## 業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

業務改善の取組を適切に講じているか。  
 (業務改善の取組: 国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事評価しているか等)

業務改善の取組

国民及び職員からの意見聴取について(平成21年12月閣議決定)

国民からの苦情・要望等

職員からの業務改善やムダ削減に関する提案等

『国民の声募集』制度

『業務改善提案箱』制度

(参考)過去の提案例  
 ・学会発表の内容を研修会等で周知



## 業務運営の効率化に関する事項

### 1-(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

【評価項目3】

自己評定 S

評価の視点

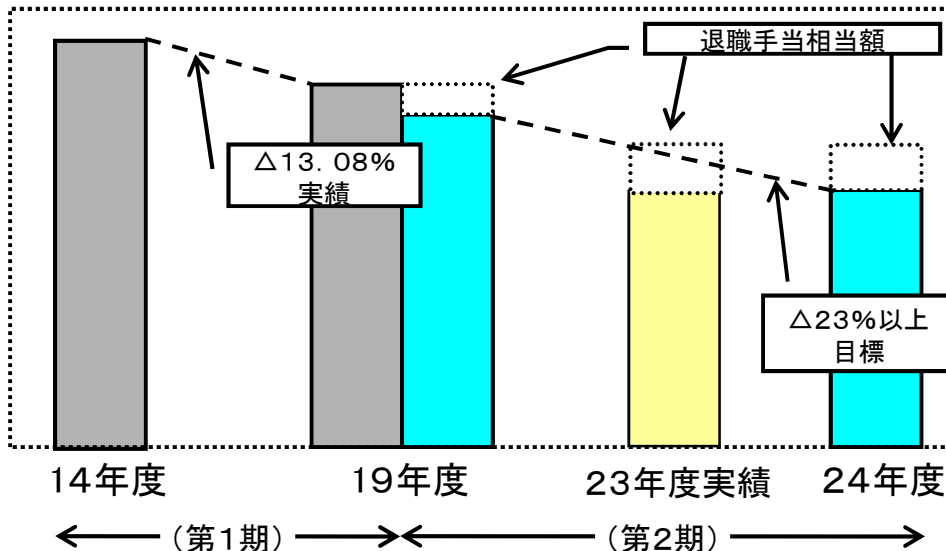
一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比較して、どの程度節減が図られているか。

数値目標

一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、中期目標期間の最終年度(平成24年度)の額を、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比べて23%以上削減すること。

#### 運営費交付金の節減目標

〔運営費交付金節減のイメージ〕



第1期中期目標期間

運営費交付金(予算額)を13%以上削減。

平成14年度  
2,937百万円

△13.08%

平成19年度  
2,553百万円

第2期中期目標期間

運営費交付金(予算額、退職手当相当額を除く)を23%以上削減。

平成19年度  
2,334百万円

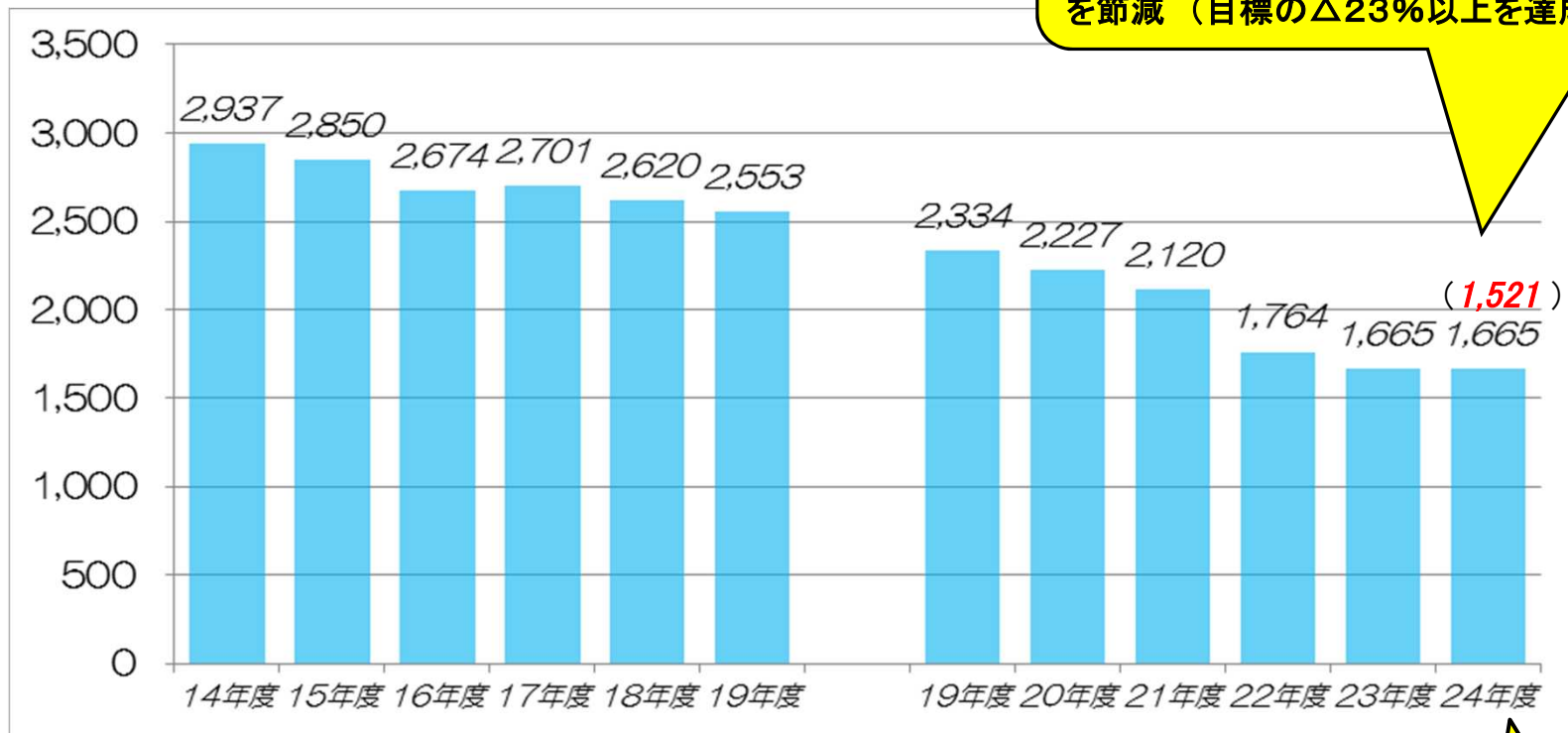
△34.8%

平成24年度  
1,521百万円

## 運営費交付金 予算額の推移

(単位:百万円)

平成24年度は、  
前年度比  $\Delta$ 約1.4億円( $\Delta$  8.6%)  
19年度比  $\Delta$ 約8.1億円( $\Delta$ 34.8%)  
を節減 (目標の $\Delta$ 23%以上を達成)



第1期

第2期

※退職手当相当額を除く

平成24年度は  
平成19年度比  
 $\Delta$ 34.8%

※平成24年度の( )書きは、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じた給与改定による補正後の運営費交付金の額である。

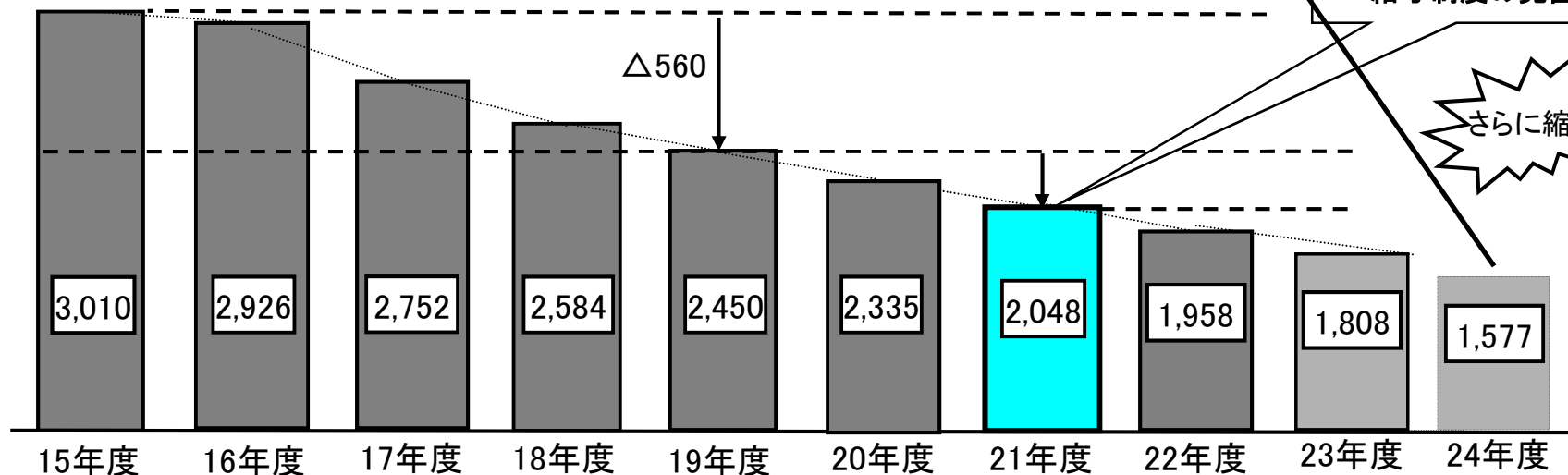
## 経費の節減

○ 平成24年度において、231百万円を削減

### ①人件費総額の縮減

※給与臨時特例法による減額 △143百万円含む

(単位:百万円)



### 〔これまでの取組〕

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
○常勤職員数の削減	現員(期末)	297人	289人	281人	274人	267人	256人	246人	215人	223人
○給与水準の引き下げ	職員分	俸給△1.20% 賞与△0.25月	俸給 △3.50%	俸給 △3.49%	俸給 △3.50%	俸給 △3.50%	給与制度の 見直しを検討	俸給△4.8% 賞与引下げ	俸給△0.19% 賞与引下げ	国の給与 特例に準拠 △0.23%

△63人

△14%削減(役員も同じ)

### ②契約の適正化

「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件について、一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。

## 業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

事業収入の増加を図るための取組を行っているか。

- 運営費交付金以外の収入は、介護給付費、訓練等給付費の他、新しい障害福祉サービスの取組や診療収入などにより収入の確保に努めた。

(単位:百万円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
障害福祉サービス提供に係る公費収入	1,515	1,470	1,633	1,671	1,651	1,636
診療収入	99	89	102	121	135	124
その他収入(注)	32	57	42	42	57	55

(注1)その他の収入には、実習生等の実習料収入、作業生産物等売払収入、国や地方自治体からの補助金収入、受託収入が含まれる。

(注2)平成24年度の収入の減は、入所利用者数減による介護給付費等の減や、入院患者数の減(1日平均:23'13.5人→24'12.0人)による診療報酬の減によるものである。

※ 自己収入の比率については、P69を参照。

### 平成24年度における収入確保に向けた取組 (主なもの)

#### 《障害福祉サービスの充実》

- ・ 支援が困難な者等の新規受入れの継続。
- ・ 22年度に開始した就労支援継続B型(定員20名)の事業が、順調に展開された。
- ・ 短期入所事業及び日中一時支援事業の拡大に努めた結果、利用日数が増加。
- ・ 21年度に開設した施設外の生活介護事業所「さんぼみち」において、通所利用者の確保に努めた結果、利用者が増加。

#### 《診療収入の確保》

- ・ 発達障害等の一般外来による新患(307人)が増加。

#### 《補助金等の確保》

- ・ 国の政策課題となっている「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した者の地域生活支援」(社会福祉推進事業)及び「地域における短期入所の利用体制の構築に関する調査」(障害者総合福祉推進事業)の国の補助事業について、それぞれ応募し、調査・研究事業経費の確保に努めたほか、群馬県等の委託事業を積極的に受託。

## 業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。

コスト削減や効率化の観点から、各部所において点検するとともに、契約に際しての決裁において、内部監査部門である監査室において審査を受けている。その結果、冗費は発生していない。

## 業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

国民のニーズとずれている事務・事業や費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。

当法人が実施している事務・事業を点検した結果、いずれも知的障害者(児)のニーズに対応した事務・事業であった。

なお、高崎市から受託している相談支援事業については、その受託費のみでは家賃、人件費の全部を賄うことが困難であるが、相談支援延件数が年間5千5百件を超え、相当なニーズがあり、地域の障害者にとってはなくてはならないものであるため、平成24年度においても引き続き実施。

また、平成24年10月1日から、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行にあわせ、高崎市からの「高崎市障害者虐待防止対策事業」の一部業務委託を受け、実施している(高崎市内では、のぞみの園のみ受託)。

## 業務運営の効率化に関する事項

### 2 効率的かつ効果的な施設・整備の利用

【評価項目4】

自己評定 A

評価の視点

保有する建物等の資産について、適時・的確に利用方法等を検討し、有効活用に努めているか。(政・独委評価の視点事項と同様)

外部の有識者を入れた資産利用検討委員会において検討した結果、24年度において、旧管理棟跡地を整地し、利用者の日中活動の場や、地域交流の場として活用するとともに、休日等に地域住民へ開放し、その有効活用を図った。

- 保有資産の所在地は、
  - ①群馬県高崎市を臨む丘陵地(高さ200m)であって、かつ、起伏が激しいこと
  - ②約8割が山林、保安林であることから、売却は極めて困難。



のぞみの園

#### ◎保有資産の状況

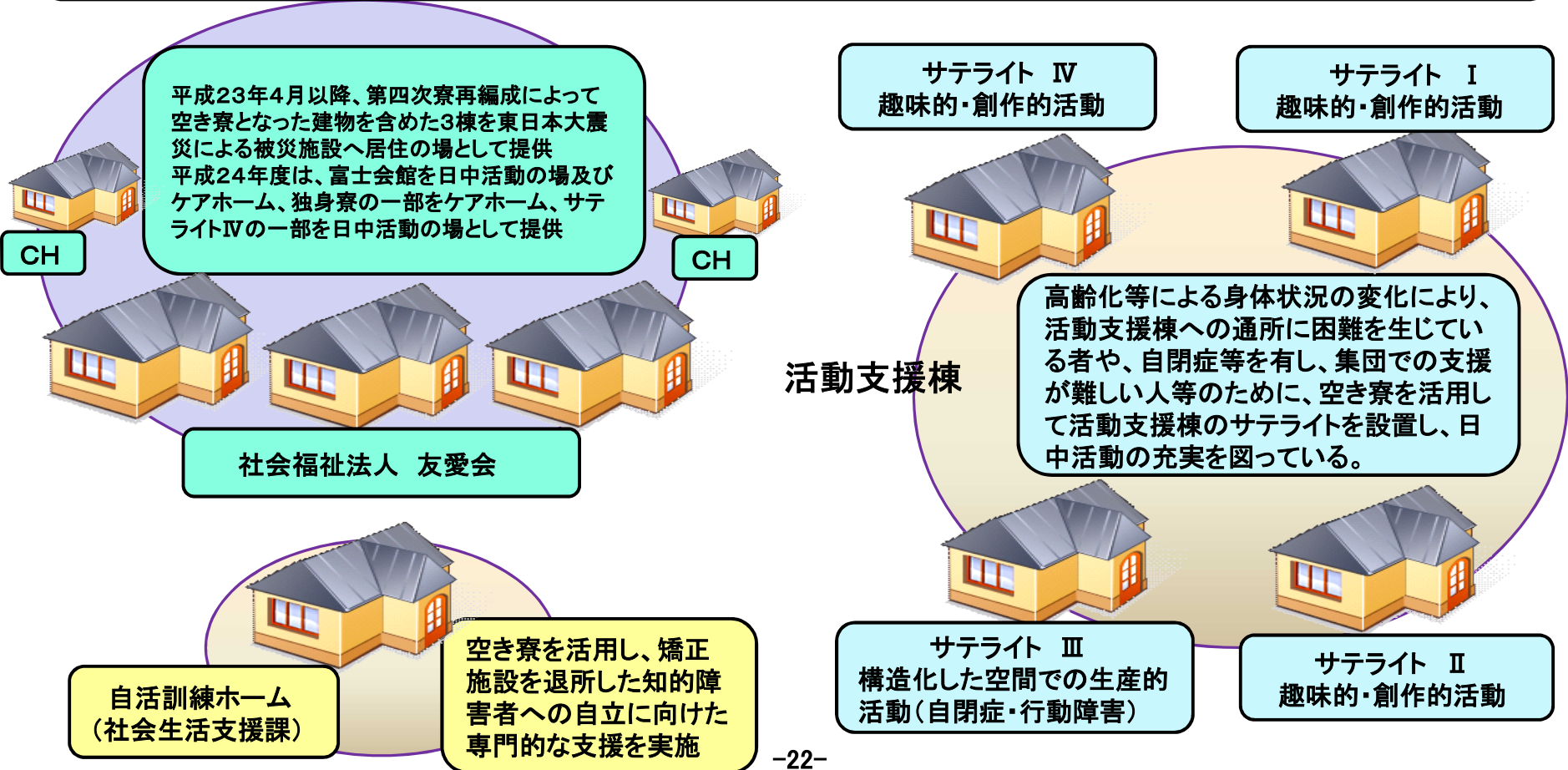
敷地総面積 232万㎡(約70万坪)

宅地・雑種地の面積割合は21.6%(50万㎡)。このうち売却可能性のある土地(宅地)はさらに少なく、0.5%程度(1万㎡)であるが、現在、施設利用者の地域生活に向けた訓練の場として使用中。宅地・雑種地以外の土地(約8割に及ぶ)は、資産価値の低い山林、保安林となっている。

# 業務運営の効率化に関する事項

評価の視点	施設利用者の減少や能力・障害の状況等を踏まえ、施設・設備等の効率的かつ効果的な利用が図られているか。
-------	--

- 平成21年1月より、空き寮を活用して設置した活動支援棟サテライトを引き続き活用
- 平成23年1月より、空き寮を活用して、自活訓練ホーム(定員7人)を設置
- 平成23年4月より、空き寮を東日本大震災による被災施設へ居住の場として提供
- 平成24年11月より、第5次寮再編成による空き寮を活用して活動支援棟サテライト1か所を増設





## 業務運営の効率化に関する事項

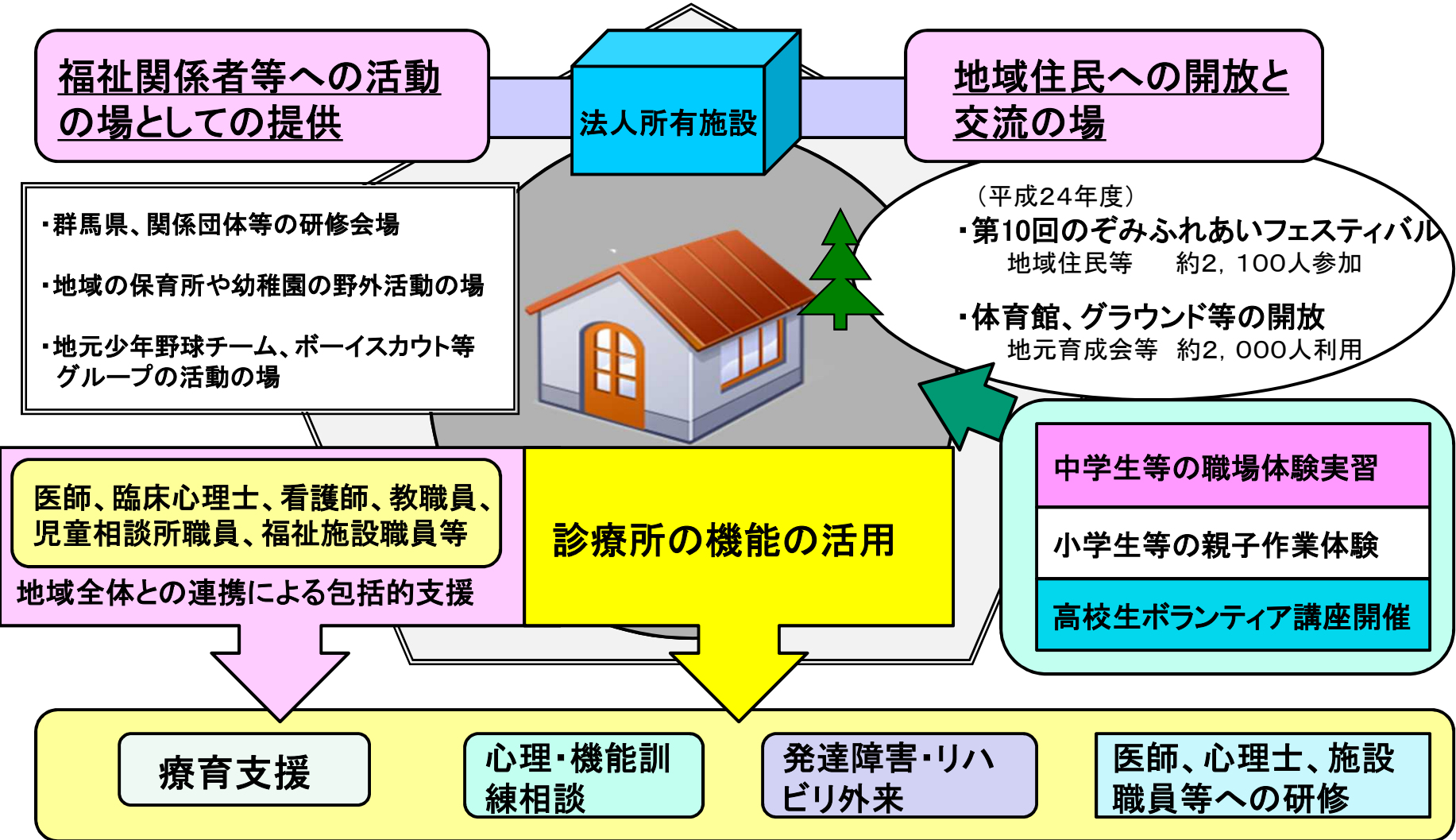
評価の視点

保有資産の活用について、監事の監査において適切にチェックを受けているか。

平成24年度監事監査(期中監査 平成24年12月、期末監査 平成25年5月実施)において、指摘事項はなかった。

# 業務運営の効率化に関する事項

評価の視点 施設・設備等について、福祉関係者やボランティアの利用など、地域の社会資源・公共財として、地域住民への積極的な施設開放が行われているか。



# 業務運営の効率化に関する事項

評価の視点	地域の知的障害者等への医療が適切に提供されているか。
-------	----------------------------

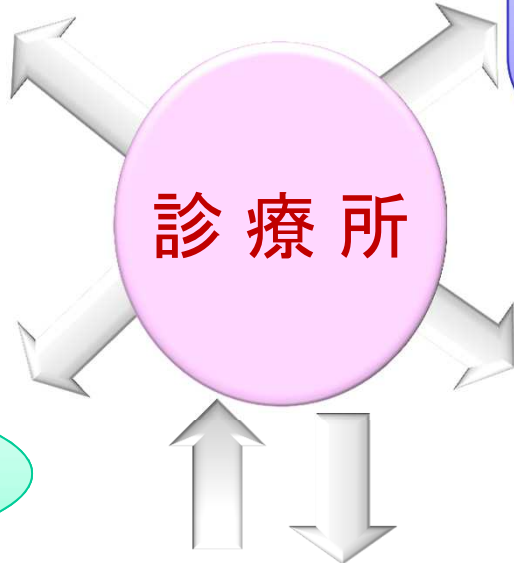
## 施設利用者に対する適切な医療の提供

## 地域医療への貢献

**施設利用者の健康管理、  
医療的ケアの必要な寮への  
訪問看護を実施**

内科健診  
子宮がん・乳がん検診  
インフルエンザ予防接種  
褥瘡予防  
摂食・嚥下障害リハビリテーション  
シーティング(座位訓練)

行動障害等の著しく支援が困難な者に対し、  
精神科医と臨床心理士が連携して対応



**地域の知的障害者(児)及び家族等  
に対して外来診療を提供**

<診療科目>  
内科、精神科、整形外科、皮膚科、歯科  
臨床心理科、機能訓練科

診療所外来に通院している発達障害児の保護者  
を対象に、月2回(児童期・思春期)の家族  
心理教育を実施

**児童思春期外来においては**  
教育委員会、各教育機関、  
児童相談所、保健センター、  
地域の関連病院  
と連携

発達障害児・者のニーズに的確に  
対応し、就学前から成人まで切れ  
目のない支援を行う体制整備とし  
て、障害児通所支援センターの開  
設を準備(25年4月開設)

## 業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)で処分等することとされた資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。  
その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。  
(政・独委評価の視点)

「独立行政法人整理合理化計画」における資産についての処分等に関する指摘はされていない。

# 業務運営の効率化に関する事項

## 3 合理化の推進 【評価項目5】 自己評価 A

評価の視点	「随意契約見直し計画」の実施状況はどうか。また、その状況について公表しているか。 (政・独委評価の視点事項と同様)
数値目標	随意契約見直し計画に基づき、競争性のある契約を60%以上とする。

① 随意契約見直し計画実施状況等

・ 「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施。その状況については、のぞみの園ホームページで公表。

② 随意契約見直し計画に対する達成状況

(金額単位:億円)

区 分	見直し計画		平成18年度		平成24年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(35.6%) 16	(63.9%) 2.3	(20.0%) 9	(36.9%) 1.3	(41.2%) 28	(81.2%) 11.2
企画競争・公募	(2.2%) 1	(2.8%) 0.1	(0%) 0	(0%) 0	(1.4%) 1	(0.7%) 0.1
競争性のある契約(小計)	(37.8%) 17	(66.7%) 2.4	(20.0%) 9	(36.9%) 1.3	(42.6%)※1 29	(81.9%) 11.3
競争性のない随意契約	(62.2%) 28	(33.3%) 1.2	(80.0%) 36	(63.1%) 2.3	(57.4%) 39※2	(18.1%) 2.5
合 計	(100%) 45	(100%) 3.6	(100%) 45	(100%) 3.6	(100%) 68	(100%) 13.8

※1 競争性のない契約(随意契約)については、39件中29件が毎月支払われる電気料金・ガス料金及び上下水道料金といった公共料金であり、この件数をカウントしなければ、競争性のない契約は10件、母数(契約総件数)は39件となり、**競争性のある契約割合は74%となる。**

※2 24年度の随意契約39件は、すべて公共料金等の競争入札に適しないもの、又はケアホーム用の土地購入、大型医療機器の保守管理など、契約先が決まっているものである。

## 業務運営の効率化に関する事項

評価の視点	<p>一般競争入札等の実施状況はどうか。そのうち、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保させる方法により実施しているか。                  (政・独委評価の視点事項と同様)</p>
	<p>入札・契約の実施状況について、監事及び会計監査人による徹底的なチェックを受けているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>

入札案件について、全て一般競争等の競争性の高い契約方式を実施した。  
 また、前年度に策定した「一者応札・一者応募に係る改善方策について」に基づき、競争性、透明性が確保できるよう努めた。

監事監査において、会計規程第31条、第32条及び第33条の規定に基づいた入札・契約の実施状況についてチェックを受けたが、問題となる指摘はなかった。  
 また、会計監査人による往査において、関係書類のチェックを受けたが、問題となる指摘はなかった。

## 業務運営の効率化に関する事項

評価の視点	契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)
-------	---

**監事監査において、入札・契約が適正に実施されているか、関係書類等の内容のチェックを受けた後、契約監視委員会において、更に見直し・点検が行われた結果、問題となる指摘はなかった。**

**業務運営の効率化に関する事項**

<p>評価の視点</p>	<p>法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>
<p>評価の視点</p>	<p>関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>

該当なし



## 業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)。また、「随意契約等の見直し計画」が計画どおり進んでいるか。

平成24年度は、平成24年8月7日、12月21日に当法人の契約監視委員会が開催され、見直し・点検が行われた。また、随意契約等見直し計画に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないもの(公共料金等)を除き、一般競争入札等の競争性の高い契約方式を実施した。

# Part 2

## 国民に対して提供するサービスその他業務の質に関する事項

### 1－(1) 地域移行に向けた取組

#### ① 施設利用者の地域移行のスピードアップ

【評価項目6】

#### ② 地域移行の段階的支援(プロセス)の実践

##### ア 本人及び保護者の同意を得るための取組

【評価項目7】

#### ② 地域移行の段階的支援(プロセス)の実践

##### イ 移行先の確保、移行者に対する地域生活の定着支援

【評価項目8】

### 1－(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援

【評価項目9】

# 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

## 1-(1) 地域移行に向けた取組

【評価項目6】

### ① 施設利用者の地域移行のスピードアップ

自己評定 S

評価の視点	施設利用者数について、独立行政法人移行時と比較して3割を縮減する目標に対する進捗状況はどうか。
数値目標	重度知的障害者のモデル的支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時(平成15年10月)と比較して、3割縮減すること。
	施設利用者の地域移行の取組について、引き続き丁寧かつきめ細かく進めるとともに、より多くの地域移行の実現に向けて、効率的かつ効果的に取組み、平成21年度中に15～20人程度の地域移行を目指す。

第1期中期目標期間

第2期中期目標期間

### ○地域移行の実績

### ○地域移行の実績

第1期地域移行者合計 44人  
(H15年10月～H19年度末)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
24人(28人)	21人(23人)	22人(26人)	21人(22人)	18人(19人)

年度目標  
15～20人  
達成！！

(24年度中、19人の地域移行が決定していたが、  
1人が死亡により移行を断念した)

利用者の重度・高齢化が進み、移行先についても、利用者の特性や住環境等に配慮しながら、地域移行を進める困難な状況の中で、24年度も15人～20人の目標を達成することができた。  
また、地域移行者150人の目標に対して、H15年以降 150人となり、目標を達成することができた。

○第2期中期目標  
独法移行時と比較して、  
施設利用者数を3割縮減

4割1分  
縮減

区分	H15. 10. 1	H24末	差引
施設利用者数	499人	292人	△207人

# 地域生活移行支援事業の移行が困難な要因・理由と対策

## 保護者・家族の同意が得られにくい

高齢化した家族が施設から出ること難色を示す

家族が困難とする理由

- ・現在の生活の変化を求めない
- ・のぞみの園の生活が一番安心できる
- ・「自分の子は無理」との固定概念
- ・入所時の終身保護の約束

(平成23年1月アンケート調査より)

- ① 面会時の個別説明
- ② 地域移行者紹介の「移行課通信」の発行(年6回)
- ③ 地域移行して5年経過した者の生活を紹介するDVDを活用して説明
- ④ 移行先の社会資源の情報提供(見学・体験利用)

## 入所者本人の経験不足

地域生活の為には順応する為の一定の体験が必要

理由 重度、重複等の障害があること、生活環境が変わることへの不安感  
支援者が変わることへの不安感、40年以上の施設経験により地域生活をイメージしにくい、高齢により順応出来ない

- ① 地域生活体験ホーム(施設外)の体験により、本人・家族の地域生活への自信を得る
- ② 移行予定先の見学・理解するまでの体験利用

## 入所者の状態

高齢化に伴い、機能低下する者及び疾病を併発する者の増加

## 移行先の確保が困難

理由

- ・都市部を中心にケアホーム等の待機者が多い
- ・重度・重複かつ高齢であることから本人にあった生活の場・日中活動の確保が困難
- ・出身地が全国であり、移行先を捜すこと、移行予定の事業所の体験利用に時間・経費を要する。
- ・自治体が、地元待機者を優先、他の自治体出身者の受入に消極的

- ① 厚労省からの都道府県への協力要請(重点都道府県)
- ② 障害程度区分認定調査時の市町村からの情報提供
- ③ 直営ケアホームの定員増
- ④ 先駆的に展開している事業所への協力要請

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

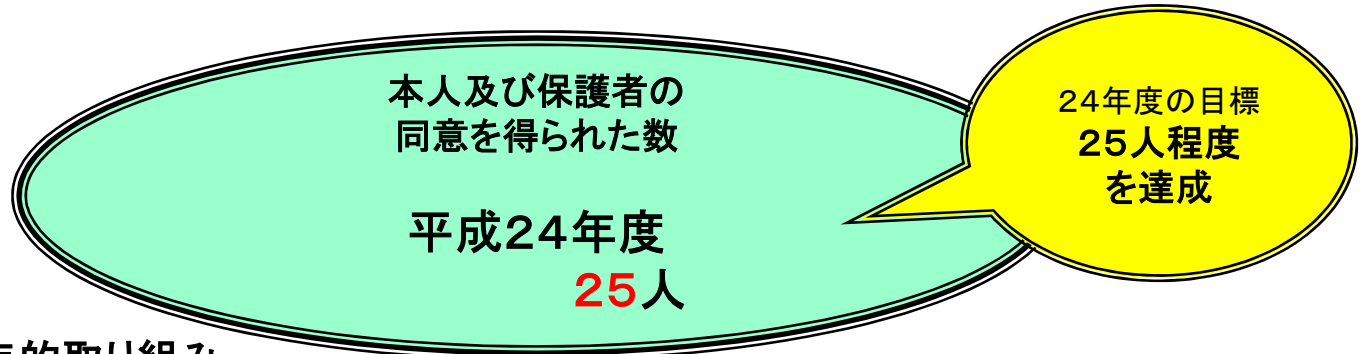
② 地域移行の段階的支援(プロセス)の実践

【評価項目7】

ア 本人及び保護者の同意を得るための取組

自己評定 A

<p>評価の視点</p>	<p>施設利用者の地域移行に向けて、施設利用者本人及び保護者等に対して、どのように取り組んでいるか。                  ① 施設利用者及び保護者等への説明と同意の確保に関して、どのように取り組んでいるか。                  ② 施設利用者に対する生活・日中活動支援や、地域生活体験の実施状況はどうか。</p>
<p>数値目標</p>	<p>平成24年度中に25人程度の保護者の同意を得る。</p>



重点的取り組み

- ◎保護者会等で、保護者へ個別対応の強化
- ◎地域移行した生活の状況を映像化し、説明
- ◎地元の事業所を調査し、保護者へ紹介



- ①保護者全員に地域移行した者を紹介する「地域移行通信」を年6回定期発行
- ② 地域移行して5年間経過した利用者の現在の暮らしぶりを紹介したDVD「地域移行あれから5年」を活用し移行後の暮らしぶりについて紹介した。

(参考)地域移行の同意が得られた者の推移

		新たに同意を得られた者	同意者数の累計	地域移行が実現した者
第1期中期目標 合計		66人	—	44人
第2期中期目標	平成20年度	29人 ( 4人)	95人 ( 4人)	24人
	平成21年度	32人 ( 2人)	127人 ( 6人)	21人
	平成22年度	33人 ( 3人)	160人 ( 9人)	22人
	平成23年度	25人 ( 1人)	185人 (10人)	21人
	平成24年度	25人 ( 1人)	210人 (11人)	18人

(※)( )数字は、同意を得られた者で、疾病や死亡等により地域移行を断念した者の、内数である。

施設利用者の自立に向けた効果的な支援の提供

〔地域生活への自立〕

国立のぞみの園 生活寮

地域生活体験ホーム

～ 法人独自事業 ～

宿泊体験

1泊2日～1か月

長期体験利用(施設内・外)

1か月～

地域移行

地元施設

ケアホーム等

ケアホーム等

平成24年度宿泊体験の状況

体験方法	実人数	延べ人数	延べ日数
一般型 宿泊体験	13人	23人	114日
重介護型 宿泊体験	1人	3人	11日
自閉症 宿泊体験	5人	8人	50日
計	19人	34人	175日

**国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項**

② 地域移行の段階的支援(プロセス)の実践 イ 移行先の確保、移行者に対する地域生活の定着支援	【評価項目8】
	自己評定 A

評価の視点	施設利用者の地域移行の実現のため、地域移行先の自治体や施設・事業所等との協力・調整について、どのように取り組んでいるか。 ① 地域移行先を確保するための取組はどのように行っているか。 ② 移行後の生活について、移行先の協力を得て、本人及び保護者等が安心・信頼できる環境を整備しているか。
-------	---

**①. 移行先を確保するための取組**

①出身地方自治体等に対する協力依頼

[平成24年度実績]

- 1都1県(東京都、石川県)を重点都道府県として設定、さらに2県(栃木県、神奈川県)について事業所を通じて協力を要請
- ア. 厚生労働省障害保健福祉部から国立のぞみの園の地域移行に関する協力を依頼 (平成24年2月20日)
- イ. 東京都・石川県に対して厚生労働省を通じて直接協力要請。

平成24年度実績			
1都3県の出身利用者数	地域移行者数		移行先決定 (待機)
	ケアホーム	施設	
115人	1人	1人	2人

[平成25年度に向けた取り組み]

- 1都1県(東京都、埼玉県)を重点都道府県として設定
- ア. 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部から、国立のぞみの園の地域移行に関する協力を依頼。(平成25年2月25日)
- イ. 重点都道府県へ直接の協力要請。

②地域のキーパーソンとなる福祉関係者からの紹介で、**6都県15事業所**が、新たな協力事業所として確保できた。

③本人及び・家族の移行予定施設・ケアホーム見学の実施





## 移行者に対する地域生活の定着支援

24年度においては、すでに地域移行した者を対象として、施設・事業所等への訪問や電話等により生活状況等の確認を行った。

〔24年度フォローアップの状況〕

1～4回	5～9回	10回以上
55人	37人	24人

**対象者 116人**

(地域移行者150人のうちH25. 3. 31退所者2人  
死亡者8人、本法人直営ケアホーム入居者 28人、  
再入所1人を除く)

**計 816回**

◎地域移行先事業所と移行者本人を訪問  
(移行後、1年、5年、状況が変化した人)  
及びアンケートを実施 (17人へ実施)

退所時

国立のぞみの園

- ・診療情報の提供
- ・移行直前の健康診断の実施
- ・地域移行に向けた支援内容の情報の提供

地域移行した者

直営の  
ケアホーム

安定した地域生活の継続

フォローアップ

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1-(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援

【評価項目9】

自己評定 S

評価の視点

重度・高齢の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援のあり方を検討し、能力・障害の状況等に合わせた効果的な施設入所支援、日中活動支援の提供を行っているか。

重度・高齢の知的障害者に対する支援

職員の育成①:平成23年度に引き続き、高齢者支援の専門家を招聘

:支援現場での助言・指導

:高齢者事例検討プロジェクトチームの事例検討会議における助言・指導

職員の育成②:県外の特別養護老人ホーム等での実務研修を実施

職員の育成③:高齢者支援の専門家による体系的な職員研修会(4回)の実施

高齢化に対応した日中活動の提供:身体機能維持を図る介護予防メニューの実践

地域生活体験ホームの設備を活用し、地域で過ごす活動の提供

認知症支援:認知症ケア研究チームにおいて事例をとりまとめ「50歳からの支援」を刊行

個別支援:利用者の心身状況に応じて適宜転寮を実施

重度・高齢知的障害者への支援

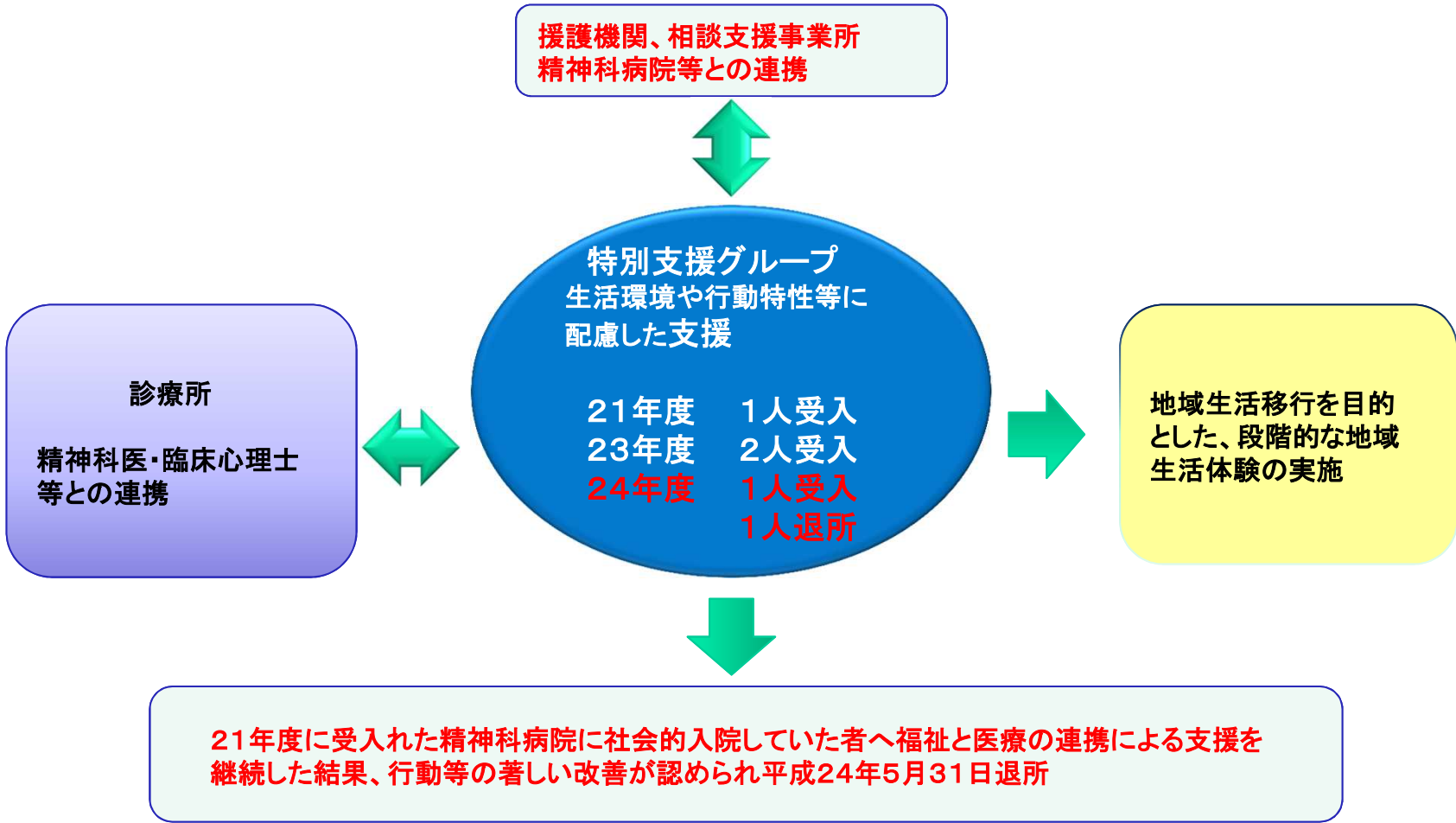


高齢者支援グループ等に対応

**国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項**

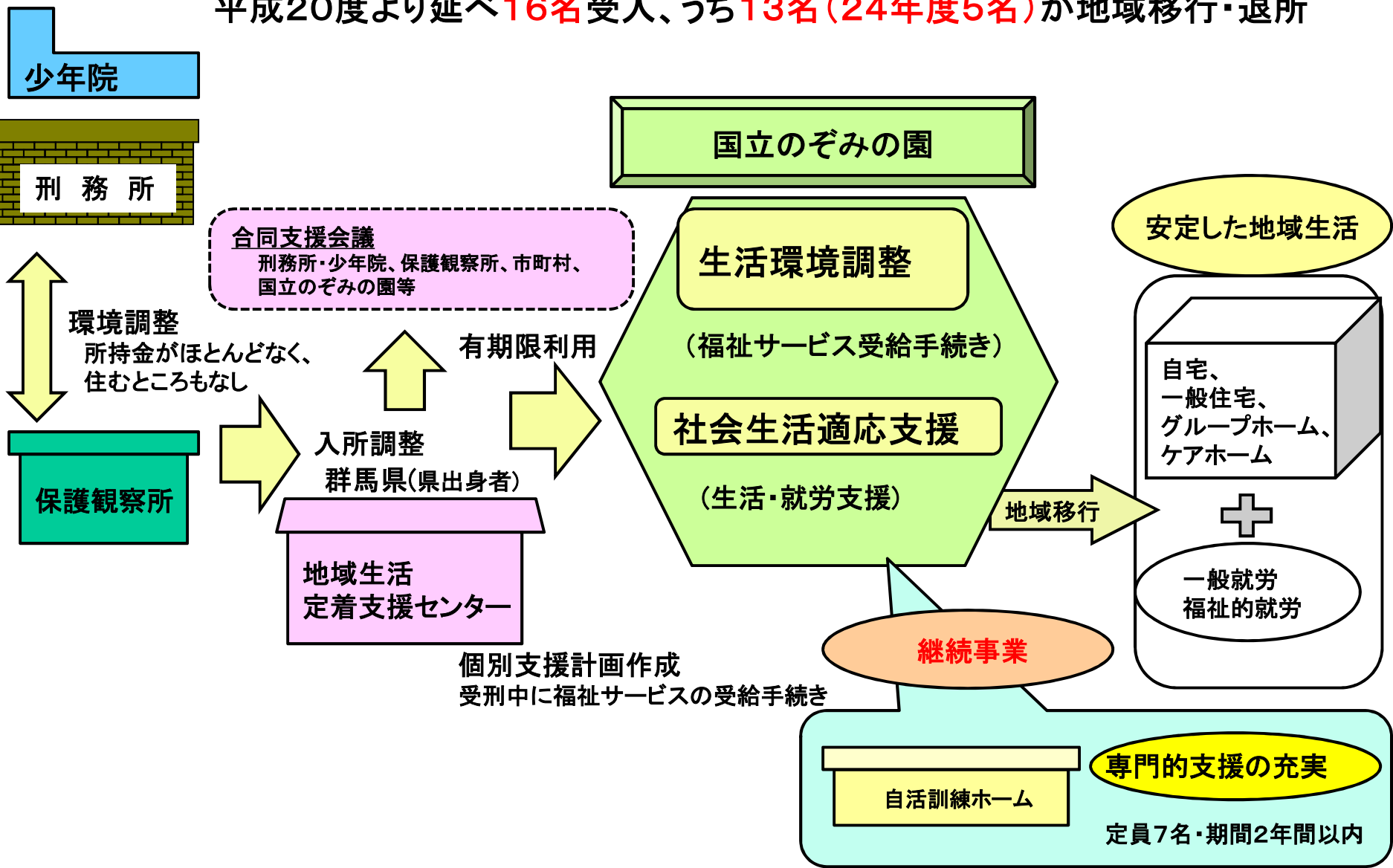
<p>評価の視点</p>	<p>行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援に関して、どのように取り組んでいるか。</p>
--------------	---

**自閉症及び行動障害等を有する者に対する自立支援**



福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者への支援

平成20度より延べ16名受入、うち13名(24年度5名)が地域移行・退所



## 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 評価の視点

全国の知的障害関係施設等の参考となるよう、重度の知的障害者に対する地域移行を図るための支援モデルや、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するサービスモデルの構築に向けて、どのように取り組んでいるか。また、他の知的障害関係施設等への情報提供については、どのように取り組んでいるか。

### 50歳からの支援：認知症になった知的障害者

- 知的障害者は50歳を過ぎた頃から、認知症に罹患する確率が高まると言われており、実際に全国の障害者支援施設では、認知症に罹患したあるいはその疑いのある人が増えている。このガイドブックでは、知的障害者の症状、アセスメント、支援の実態、医療との連携等に関して、事例を通してわかりやすく紹介し、全国の障害福祉施設で応用できるよう編集し、頒布した。(1, 500部)

### 行動援護サービス提供責任者ガイドブック

- 行動援護サービス提供責任者の広範囲な業務内容と、地域で行動障害の人を支える役割の重要性をまとめたガイドブックを、全国の各地域で行動援護従業者養成研修を企画・実施している担当者を中心に配布した。(200部)

### 身近な場所で支えてみませんか？ ～ 地域でショートステイを推進するために

- 短期入所事業(ショートステイ)、特に単独型短期入所事業の実際と、全国で先駆的に取り組んでいる事例と運用のノウハウを簡単に紹介した、8ページの普及啓発リーフレットを作成し、全国の市区町村・ショートステイ事業所等に配布した。(4, 500部)

# 平成24年度 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の地域生活の自立に向けた福祉施設等における支援モデル及び研修プログラム構築に関する研究

「平成24年度 厚生労働省セーフティネット支援対策等事業費(社会福祉推進事業)」

## 1. 事業内容

- (1) 全国の相談支援事業所(一般相談)に対して矯正施設退所者の相談支援実績について調査(悉皆調査)
- (2) 相談支援実績の多い相談支援事業所と地域生活定着支援センター(合計25カ所)の訪問調査による地域生活支援の事例調査(77事例)

## 2. 啓発活動

- (1) 報告書の作成・配布  
都道府県、地域生活定着支援センター、刑務所・少年院等 約600部配布
- (2) 『福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等研修会』  
平成24年9月12日～14日(群馬県前橋市)  
受講者55人 (修了者55人 うち、司法関係者13人)  
平成24年12月7日～9日(大阪府大阪市)  
受講者58人 (修了者54人 うち、司法関係者11人)  
平成25年3月7日～9日(大阪府大阪市)  
受講者54人 (修了者49人 うち、司法関係者11人)
- (3) 国立のぞみの園福祉セミナー 『福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて ～ part 5』  
平成25年2月20日～21日(群馬県高崎市)  
受講者243人 (うち、司法関係者26人)

# Part 3

## 国民に対して提供するサービスその他業務の質に関する事項

2-(1) 調査・研究のテーマ、実施体制等

【評価項目10】

2-(2) 成果の積極的な普及・活用

【評価項目11】

3 養成・研修、ボランティアの養成

【評価項目12】

4 援助・助言

【評価項目13】

5 その他の業務

【評価項目14】

6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保

【評価項目15】

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2-(1) 調査・研究のテーマ、実施体制等

【評価項目10】

自己評価 S

評価の視点

重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関して、どのようなテーマ・内容等を設定して調査・研究に取り組んでいるか。

数値目標

外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を平成24年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。

国立のぞみの園研究会議を開催(年2回)

調査・研究

第8回国立のぞみの園研究会議  
(平成24年6月28日)

調査・研究

第9回国立のぞみの園研究会議  
(平成25年3月22日)

調査・研究

【国立のぞみの園研究会議】

- ・ 委員 : 6人 (外部有識者4人、内部委員2人)
- ・ オブザーバー : 厚生労働省障害保健福祉部

【国立のぞみの園研究会議の内容】

- ・ 年間研究テーマに関する助言・指導
- ・ 研究結果に関する助言・講評



## 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点	重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関して、どのようなテーマ・内容等を設定して調査・研究に取り組んでいるか。
数値目標	調査・研究を6テーマ以上を実施する。

平成24年度は、これまで調査が行われて来なかった、全国市区町村における高齢知的障害者の実態並びに障害者支援施設における支援の実態、さらに障害福祉分野の短期入所事業の実態について、大規模な悉皆調査を実施した他、合計13の研究を実施した(厚生労働省からの補助金をうけて実施した研究3本含む)。

①	地域及び施設で生活する高齢知的障害者の実態調査:65歳以上の知的障害者の実態に関する市区町村悉皆調査
②	地域及び施設で生活する高齢知的障害者の実態調査:65歳以上の利用状況と支援の実態に関する障害者支援施設悉皆調査
③	福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活支援に関する調査・研究
④	地域における短期入所(ショートステイ)の利用体制の構築に関する調査:障害福祉分野の短期入所事業所悉皆調査
⑤	重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究
⑥	行動援護サービス提供責任者研修の実施その評価
⑦	精神科病院における入院治療が必要な知的障害者の地域生活支援に関する調査・研究
⑧	<p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者の認知症ケアに関する調査研究</li> <li>・施設入所利用する前に行う面接について～矯正施設を退所した人の支援</li> <li>・高齢知的障害者の地域での日中活動の充実に向けて～支援記録の振り返りから</li> <li>・発達障害児の家族における不安特性の検討</li> <li>・シーティング指導の効果に関する研究</li> <li>・高齢知的障害者の医療と介護の実態調査</li> </ul>

## 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点

設定されたテーマ等に対して、どのような実施体制により取り組んでいるか。  
また、外部の研究者・関係機関等との効果的な連携は図られているか。

### 調査・研究調整会議

年4回開催：役員、参与、参事、診療所、生活支援部、就労支援部、地域支援部の責任者により、研究テーマ毎に各部所との連携方法ならびに進行管理を行い、同時に、研究の妥当性や成果について意見交換を行った。

### 調査・研究プロジェクト

4つの研究テーマについては、外部の有識者・福祉関係者を交えた研究検討委員会を設置し、28人の大学関係者や全国の障害福祉関係施設等の職員を外部委員として、協働で研究を進めた。また、厚労省・法務省等からオブザーバー・アドバイザーとして13人が参加した。

### 調査研究倫理審査委員会

調査研究方法に関して、個人情報保護ならびに倫理面の配慮を審議するため、外部の有識者による審査委員3人（医療関係者1人、福祉関係者2人）と内部委員3人により構成される倫理審査委員会を平成24年度は1回開催した。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2-(2) 成果の積極的な普及・活用

【評価項目11】

自己評定 A

評価の視点

調査・研究の成果について、知的障害関係施設等においてその成果等が活用できる内容となっているか。また、その普及を図るためにどのように取り組んでいるか。

数値目標

研究紀要を年間1回以上発行する。

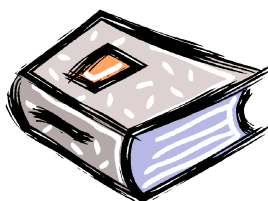
平成23年度  
研究



【研究紀要第5号】

平成24年6月（600部）発行  
社会福祉関係学部のある大学・専門  
学校・都道府県・福祉関係機関等に  
送付、ホームページに全文掲載

平成24年度  
研究



【研究紀要第6号】

平成25年6月（700部）発行

【関係団体・学会発表等】

『発達障害研究』（日本発達障害学会）に「地域で生活する高齢知的障害者のサービス利用に関する研究」「わが国の地域生活移行の現状と課題」、『さぽーと』（日本知的障害者福祉協会）に「高齢知的障害者の地域での日中活動」「高齢知的障害者の支援～医療と健康」が掲載された。その他、日本社会福祉学会等において10件の研究成果の発表を行った。





## 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点	調査・研究の成果について、知的障害関係施設等においてその成果等が活用できる内容となっているか。また、その普及を図るためにどのように取り組んでいるか。
	調査・研究の成果に関する評価の把握は行っているか。また、把握しているのであれば、どのような評価を得ているのか。
数値目標	調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要(研究報告書)を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページに年間1回、分かりやすく掲載する。

### ニュースレター・ホームページ等

研究紀要の全文をホームページに掲載し報告した。調査・研究の内容ならびにその概要をニュースレターで年4回(各3,600部発行)、さらに新たに開設したFacebookページで紹介した。

### 50歳からの支援: 認知症になった知的障害者

高齢になり、認知症に罹患する知的障害者支援のポイントと支援の実際についてまとめたガイドブック。日本で、知的障害者の認知症を取り上げたはじめての刊行物(1,500部発行)。

### 行動援護サービス提供責任者ガイドブック

行動援護のサービス提供責任者向け研修の副読本として、アセスメントや支援計画の立案だけでなく、ヘルパー教育の方法、地域のネットワーク構築等の内容を含むガイドブック(200部発行)

### 【研究の成果の評価について】

成果の評価に関しては、統計的に把握していないが、外部の有識者からなる国立のぞみの園研究会議において、高齢知的障害者の支援の在り方に関する実態調査や実践報告、さらに矯正施設等を退所した障害者の地域移行に関する研究や重度の知的障害者・精神障害者の在宅生活を快適に暮らすための研究等について、外部の有識者から高評価を得た。また、当法人が主催する研修会等で発表する方法においては、概ね9割以上の満足度を得ている。

## 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 3 養成・研修、ボランティアの養成

【評価項目12】

自己評定 S

評価の視点

養成・研修の実施状況はどうか。

数値目標

罪を犯した知的障害者への支援に関するセミナーを、平成24年度に実施する。

#### のぞみの園福祉セミナー

(福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けてpart5)

福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等研修会

#### 【実績】

・福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援については司法関係者26人を含む243人(33都道府県から)の受講があった。

#### 【実績】

・福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等研修会については、2回開催予定だったが申込みが多数あり3回開催した。司法関係者35人を含む167人(30都道府県から)の受講があった。

## 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点	国の政策課題への対応や、知的障害関係施設においてその成果等が活用できる養成・研修の内容・テーマとなっているか。
数値目標	最先端の医学知識の紹介と普及を目的とした障害医療セミナーを平成24年度に1回実施する。

### 国立のぞみの園 主催セミナー

-国の政策課題や最先端の医学知識の紹介、普及等を目的として実施した内容-

	名称およびタイトル	開催場所	受講者数
1	福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等研修会	前橋市	55人
2	国立のぞみの園福祉セミナー2012「発達障害と虐待」	高崎市	308人
3	行動援護サービス提供責任者研修	東京都	52人
4	福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等研修会	大阪府	58人
5	18歳までの福祉サービス	東京都	42人
6	障害医療セミナー「知的障害者に対する摂食・嚥下障害への対応とコツ」	高崎市	112人
7	国立のぞみの園福祉セミナー2013「福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等への地域生活支援に向けてpart5」	高崎市	243人
8	福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等研修会	大阪府	54人
			合計 924人

**国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項**

評価の視点	大学・専門学校 of 学生等に対する効果的な実習プログラムを策定し、計画的かつ効果的な実習を提供しているか。
	ボランティアの養成の取組状況はどうか。

**国立のぞみの園 実習とボランティア**  
**-効果的な実習とボランティアの養成-**

【実習生受入実績】

年度	受入数
24年度	756人
23年度	750人

【ボランティア受入実績】

年度	受入数
24年度	1026人
23年度	1074人

- ・相談援助実習プログラムを活用し、実習に取り入れた。
- ・①社会福祉士、介護福祉士、保育士、栄養士、臨床心理士、教員の養成
- ②医学部の学生や警察学校生、
- ③高校生のホームヘルパー実習、
- ④看護学校等の臨地実習
- など、多種多様な実習に対応出来る体制を整えている。

- ・ボランティアの養成として、次代を担う高校生を43人(高崎市内3校)、および大学生等を27人(前橋市内2校)受入れ、利用者との交流、福祉機器の体験、作業体験を通して、障害者支援の理解を深める取組を実施した。
- ・福祉団体、社協、企業、学校、一般からの希望に沿うよう、当法人のフィールドを活用したボランティアメニューを用意し、受入れている。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

4 援助・助言

【評価項目13】

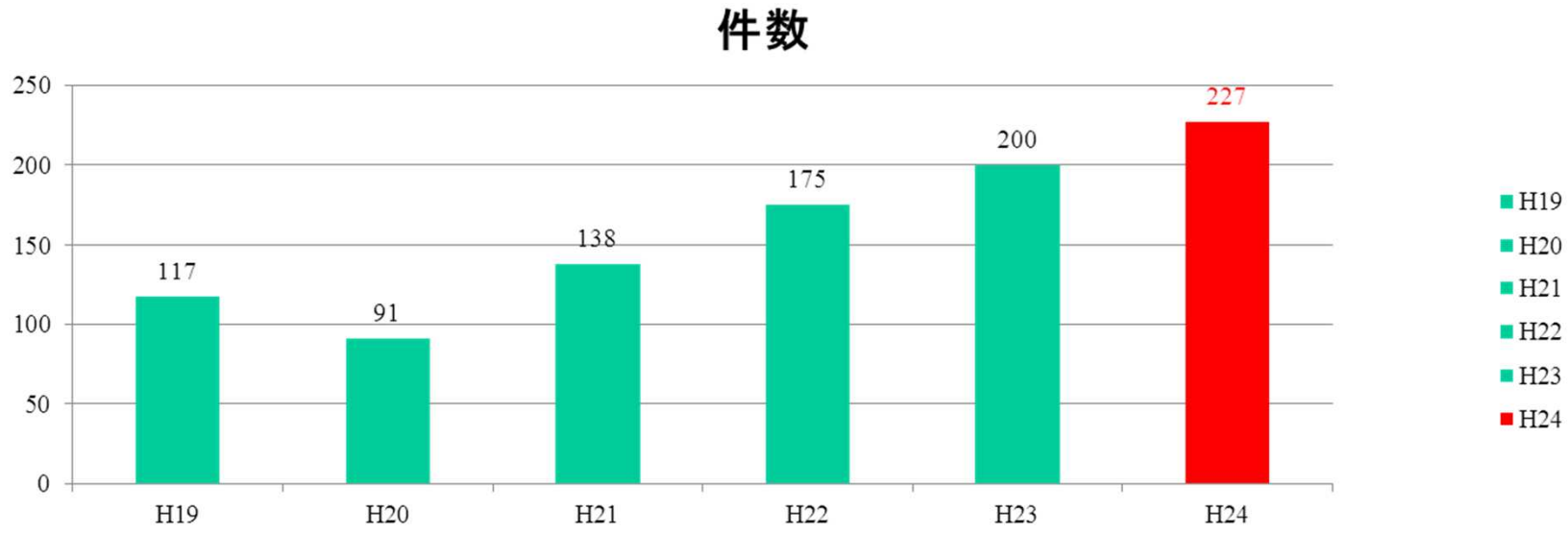
自己評定 A

評価の視点

援助・助言の実施件数はどうなっているか。

援助・助言の実績：平成23年度の件数(200件)を上回る実績227件

援助・助言実施件数の推移





## 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点

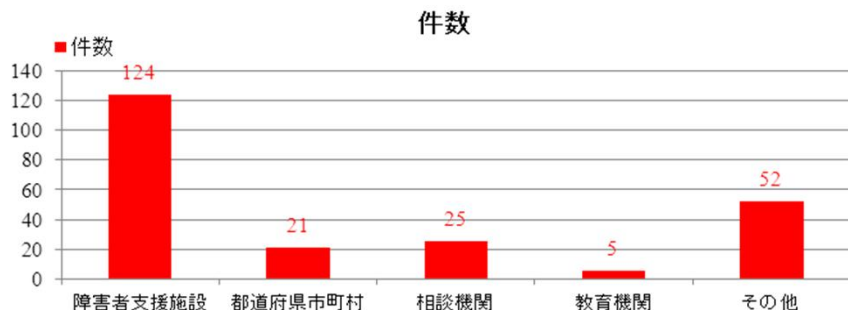
障害者支援施設等の求めに応じて、丁寧かつきめ細やかに対応した援助・助言を行っているか。

援助・助言の利用が促進されるような取組を行っているか。

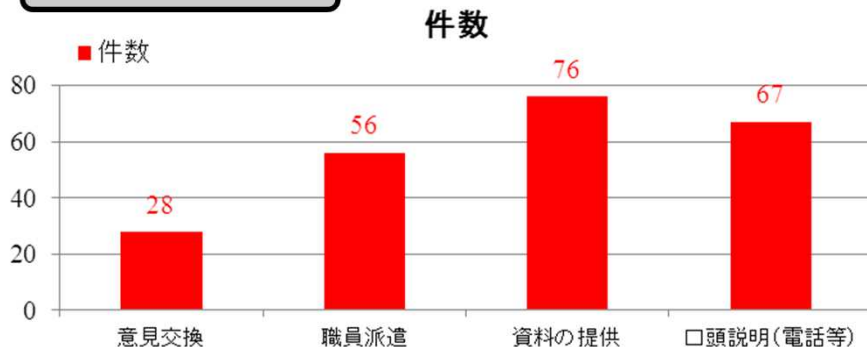
### 援助・助言の提供方法

### 利用促進への取り組み

#### 援助・助言の主な相談者等



#### 対応方法



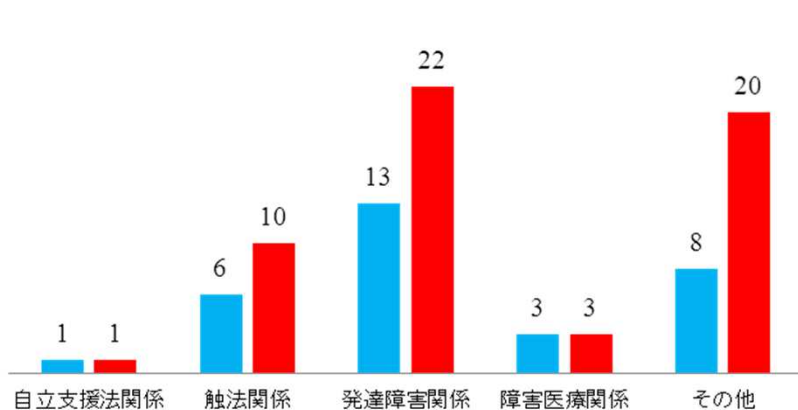
○ニュースレターへの掲載  
[知的障害関係施設等からの相談・問い合わせ]についての広報記事

○リーフレットの配布  
[援助・助言の内容、利用方法]をPRしたリーフレットをニュースレターに同封したほか研修等や見学者に配布

## 職員派遣（講演・講師）前年度対比

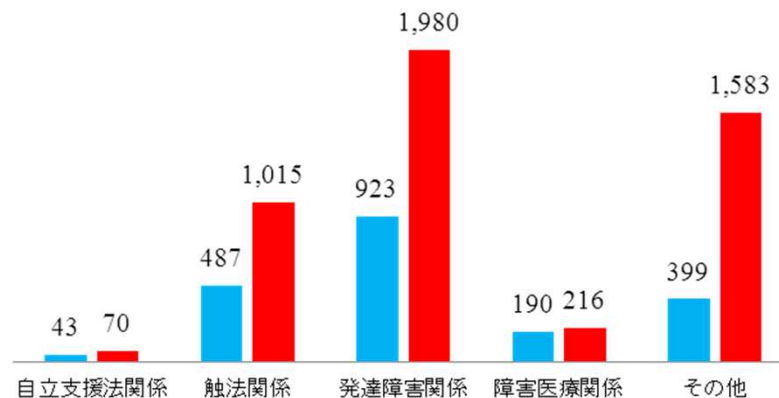
### テーマ別件数

■ 23年度 31件 ■ 24年度 56件



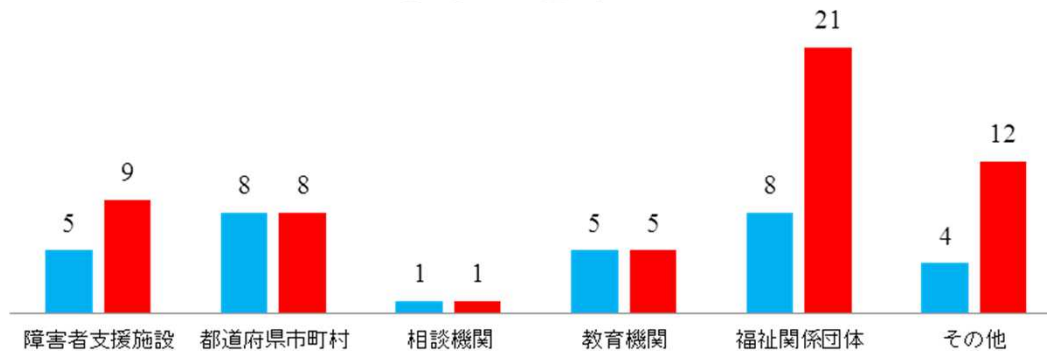
### テーマ別参加数

■ 23年度 2,042人 ■ 24年度 4,864人



※平成24年度のその他の主な内訳は、高齢化支援関係(6件)、就労支援(2件)、支援計画関係(2件)、地域移行、虐待、相談支援等である。  
 ※平成23年度のその他の主な内訳は、地域移行関係(4件)、就労支援、食事、精神医学等である。

### 主催者別件数



国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

5 その他の業務		【評価項目14】
		自己評定 A
評価の視点	診療所においては、必要な医療スタッフや設備が確保されるなど、施設利用者の高齢等の状況に合わせた医療が提供されているか。 また、地域医療への貢献の観点から、地域の知的障害者等に対してどのような取組を行っているか。	

施設利用者に対する適切な医療の提供

地域医療への貢献

**施設利用者の健康管理、医療的ケアの必要な寮への訪問看護を実施**

- 内科健診
- 子宮がん・乳がん検診
- インフルエンザ予防接種
- 褥瘡予防
- 摂食・嚥下障害リハビリテーション
- シーティング(座位訓練)



**地域の知的障害者(児)及び家族等に対して外来診療を提供**

<診療科目>  
 内科、精神科、整形外科、皮膚科、歯科  
 臨床心理科、機能訓練科

診療所外来に通院している発達障害児の保護者を対象に、月2回(児童期・思春期)の家族心理教育を実施

行動障害等の著しく支援が困難な者に対し、精神科医と臨床心理士が連携して対応

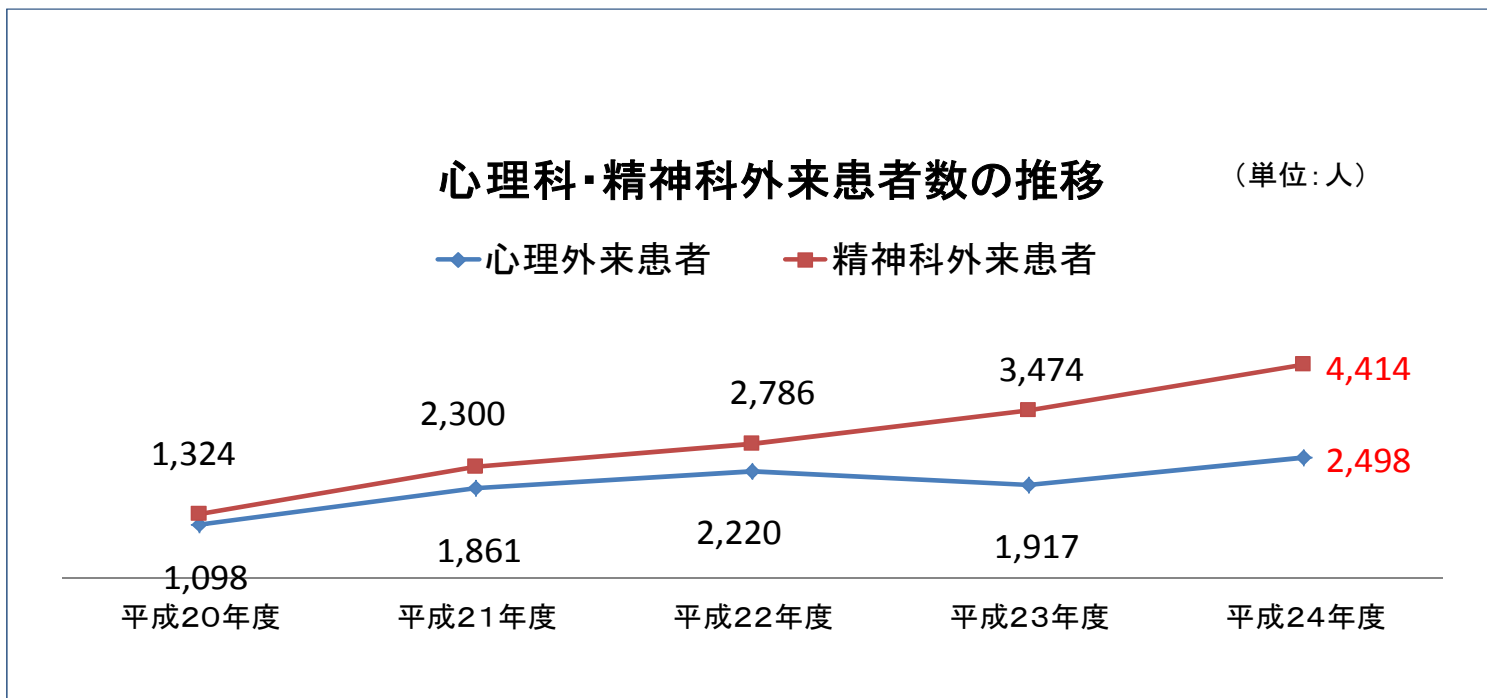
**児童思春期外来においては**  
 教育委員会、各教育機関、児童相談所、保健センター、地域の関連病院と連携

発達障害児・者のニーズに的確に対応し、就学前から成人まで切れ目のない支援を行う体制整備として、障害児通所支援センターの開設を準備(25年4月開設)

# 診療所の機能の活用(地域の知的障害者等への医療提供)

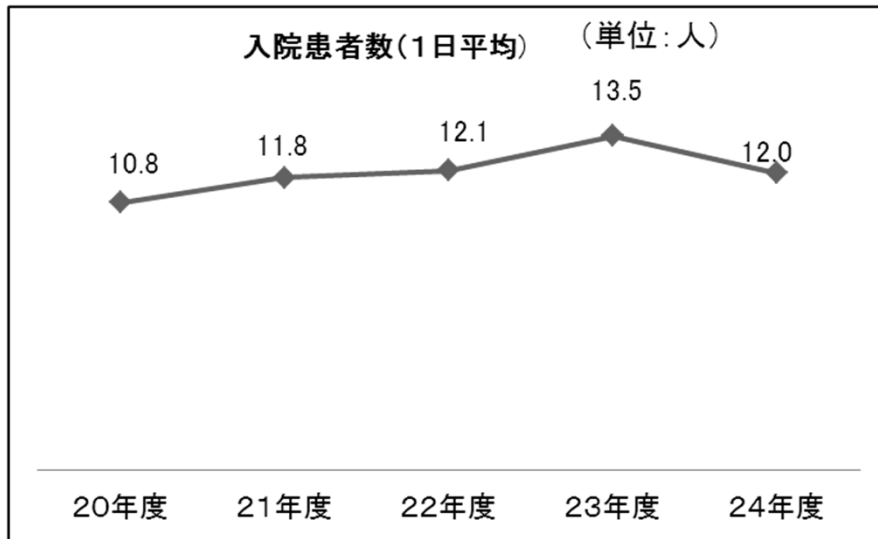
＜地域の知的障害者等が利用できる診療科目＞  
内科、精神科、整形外科、皮膚科、歯科、臨床心理科、機能訓練科

児童期・思春期事例の診療を中心とした、知的障害者・発達障害児(者)の  
専門外来診療を実施し、新患が増加

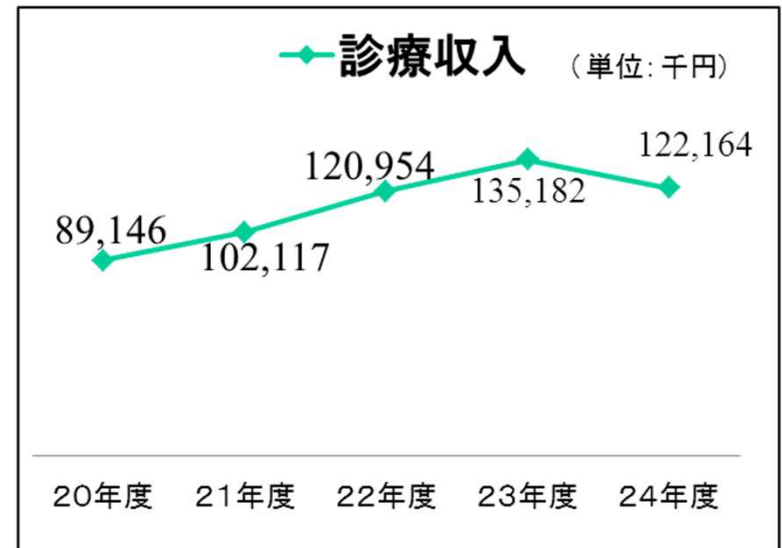


# 診療所入院患者数及び診療収入の推移

## 入院患者数



## 診療収入



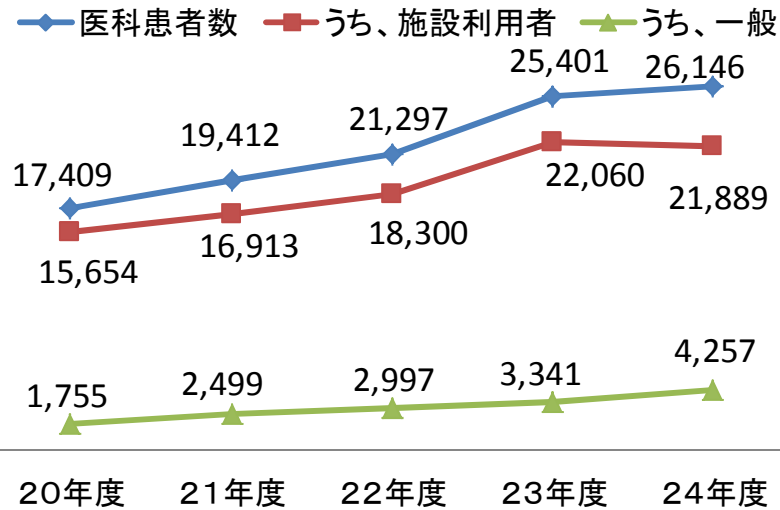
(注)24年度の診療収入の減は、入院患者数の減によるものである。

(1日平均: 23年度13.5人→24年度12.0人)

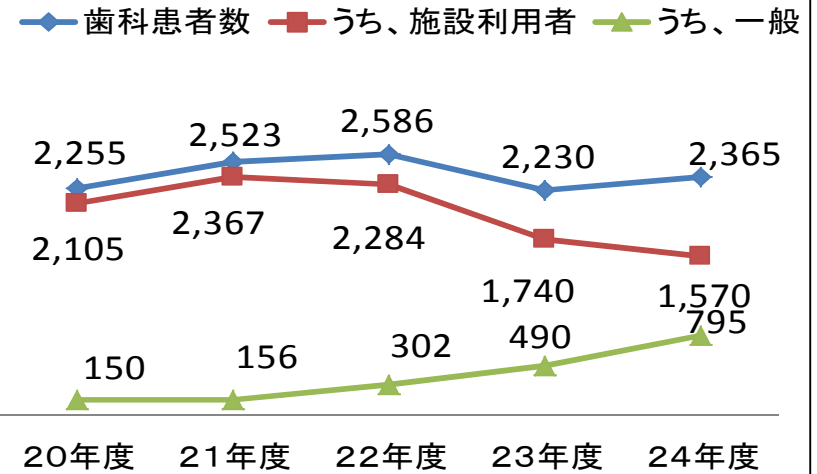
# 診療所外来(医科・歯科)患者数の推移

## 外来患者数

### 医科患者数 (単位:人)



### 歯科患者数 (単位:人)



(単位:人)

区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	施設利用者	一般	施設利用者	一般	施設利用者	一般	施設利用者	一般	施設利用者	一般
医科	15,654	1,755	16,913	2,499	18,300	2,997	22,060	3,341	21,889	4,257
	17,409		19,412		21,297		25,401		26,146	
歯科	2,105	150	2,367	156	2,284	302	1,740	490	1,570	795
	2,255		2,523		2,586		2,230		2,365	

## 診療所の事業収入及び事業経費について

### 診療所の事業収入及び事業経費について

#### (事業収入)

(単位：千円)

	23' 決算額	24' 決算額	24' -23'	備考
保険診療	134,445	122,164	▲ 12,281	
うち、医科（入院）	72,044	56,799	▲ 15,245	24' 実績：1日あたり12人（13床）
うち、医科（外来）	43,845	46,896	3,051	24' 実績：26,146件/年
うち、歯科	18,556	18,469	▲ 87	24' 実績：2,365件/年
医師意見書手数料	390	1,084	694	2年に1回の障害者自立支援法の意見書作成なし
その他収入	347	746	399	特定健診、ｲﾝﾌﾙｲﾝﾌﾞ助成、診断書手数料等
事業収入 計	135,182	123,994	▲ 11,188	

#### (事業経費)

(単位：千円)

	23' 決算額	24' 決算額	24' -23'	増減要因
人件費	179,660	221,981	42,321	退職手当の増（1人→5人）
物件費	108,651	290,663	182,012	新規事業の開設準備等による増
事業経費 計	288,311	512,644	224,333	

※ 物件費増の要因は、障害児通所支援センターの建設及び物品購入（13,300万円）、及びCTの購入（5,950万円）等である。

(単位：千円)

	23' 決算額	24' 決算額	24' -23'	備考
運営費交付金の充当額	153,129	388,650	235,521	事業経費-事業収入

## 診療所の運営について

### 診療所の沿革

- ・昭和46年 4月 開設(入所者の診療、健康管理)
- ・平成 7年10月 保険医療機関指定 保険診療(外来)開始
- ・平成14年 1月 地域の外来診療開始・入院病棟運用開始
- ・平成14年 2月 歯科診療開始

### 診療所の運営

- ・重度の知的障害のある入所者に対する診療、健康管理を目的として、施設の医療部門として開設し、運営してきている。
- ・開設以来、障害のある患者を数多く診療してきた経験を生かし、地域の障害のある人への医療の貢献ができるように、積極的な患者の受け入れ(発達障害関係のニーズが高い)を行っており、近年は診療収入も増加しているところである。



## 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点

地域の障害者及び家族に対して相談や、短期利用等の提供、生活体験事業や共同生活介護事業などの地域生活を支援するサービスの充実に取り組んでいるか。

### 地域の障害者支援の充実

○ 地域の障害者の地域生活を支援するため、次の障害福祉サービス・事業を積極的に実施。

#### ① 相談支援

- ・ 相談、情報の提供及び助言
- ・ 市町村、サービス事業者との連絡調整等

〔 ※高崎市から障害者相談支援センターとして委託を受けるとともに、高崎市自立支援協議会に参加し、地域の障害者の暮らしやすい環境づくりに向けて関係機関と連携協力。  
(※平成24年度 相談支援延べ件数 5,548件) 〕

#### ② 障害者虐待防止対策事業 (高崎市からの一部業務委託事業)

- ・ 通報、相談、届出の受付
- ・ 相談、指導及び助言
- ・ 広報、啓発活動

〔 ※高崎市障害者虐待防止センターとして委託を受け、24時間365日の受付対応を実施。  
(※平成24年度(10月1日～) 相談、通報受付延べ件数 30件) 〕

#### ③短期入所 (定員15名)

- ・ 短期入所による入浴・排泄・食事等の介護その他必要な援護

(※平成24年度 短期入所利用者数 134人 (延べ日数 1177日))

#### ④ 日中一時支援事業 (高崎市、沼田市、藤岡市、富岡市、安中市、南牧村からの受託事業)

- ・ 障害者等を一時的に預かることにより、家族の負担を一時的に軽減

(※平成24年度 日中一時支援利用者数 99人 (延べ日数 195日))

(参考)施設外生活介護事業所「さんぽみち」(概要)

◎日中活動の場として、生産的活動が困難な、重度の知的障害者(福祉施設、ケアホーム、在宅)を対象として、地域の中に生活介護事業所を設置。(H21年5月開所)

施設外事業所  
さんぽみち (生活介護事業所)

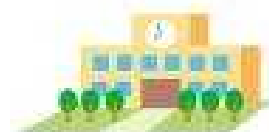


対象者:生産的活動が難しい  
重度の知的障害者 定員 20名

活動内容:日替わり支援メニューを選択利用  
(絵画・音楽活動・パン作り教室等)



ケアホーム  
CH利用者の日中活動  
の場所を確保



福祉施設  
地域の日中活動の  
場所を確保



在宅  
通所利用者の新規開  
拓

平成23年度利用者  
1日平均 16.7人

支援メニューの見直し

平成24年度利用者数  
1日平均 16.6人

## 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保

【評価項目15】

自己評定 A

評価の視点

適切なサービス提供と業務運営の向上を図るため、第三者の意見等を聴取する機会の開催状況はどうか。  
その場に出された意見等について、どのようにサービスや業務運営に反映されているか。また、その結果について公表しているか。

数値目標

総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。

- 地域の福祉、医療、司法、労働等の関係者から構成される「国立のぞみの園運営懇談会」を平成20年9月に設置。第三者の意見等を事業計画等に反映させることにより、第2期中期目標等の課題に的確に対応。
- 平成24年度は、2回開催（平成24年9月27日、平成25年3月25日）

#### 運営懇談会において議題となった事項

- 第1回運営懇談会（平成24年9月27日）
  - ・厚生労働省独立行政法人評価委員会関係
  - ・新規事業検討状況
  - ・関係法律の成立及び施行等（障害者総合支援法、障害者虐待防止法）
  - ・（福）友愛会について
- 第2回運営懇談会（平成25年3月25日）
  - ・第三期中期目標及び中期計画（案）について
  - ・新規事業について
  - ・平成25年度予算（案）
  - ・国立のぞみの園10周年記念事業について

運営懇談会の議論要旨は、ホームページに掲載し、公表。

## 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点	適切なサービス提供と業務運営の向上を図るため、第三者の意見等を聴取する機会の開催状況はどうか。
数値目標	第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。

前回評価を受けた21年度から3年を経た24年度において、自己評価結果（8領域287項目）をもとに第三者評価機関による評価を実施。  
 評価結果は、aが283項目、bが4項目、cが0項目であり、サービスの質及び提供システムが客観的に向上していると評価を受けた。

# Part 4

## 予算、収支計画及び資金計画その他の業務運営に関する事項

予算、収支計画及び資金計画等

【評価項目16】

人事に関する計画

【評価項目17】

施設・設備に関する計画

【評価項目18】

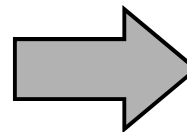
## 予算、収支計画及び資金計画その他の業務運営に関する事項

1 予算、収支計画及び資金計画等		【評価項目16】
		自己評定 A
評価の視点	総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率は、どうなっているか。	
	運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。	
	予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。	
	運営費交付金が全額収益化されずに債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。	
数値目標	自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を、40%以上にする。	

自己収入の比率

目標を大幅に達成

総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く)に占める自己収入の比率を  
40%以上 とすることを目標



○ 平成24年度の自己収入の比率  
(自己収入)  
**54.3%** =  $\frac{1,807\text{百万円}}{3,328\text{百万円}}$   
(20年度:45.7%) (総事業費)

## 自己収入割合等の推移

(単位:百万円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
運営費交付金 ①	2,334	2,227	2,120	1,764	1,665	1,521
自己収入 ②	1,653	1,592	1,781	1,836	1,843	1,807
総事業費 (①+②) ③	3,987	3,819	3,901	3,600	3,508	3,328
自己収入割合 (②/③)	41.5%	41.7%	45.7%	51.0%	52.5%	54.3%

※ 決算ベース。

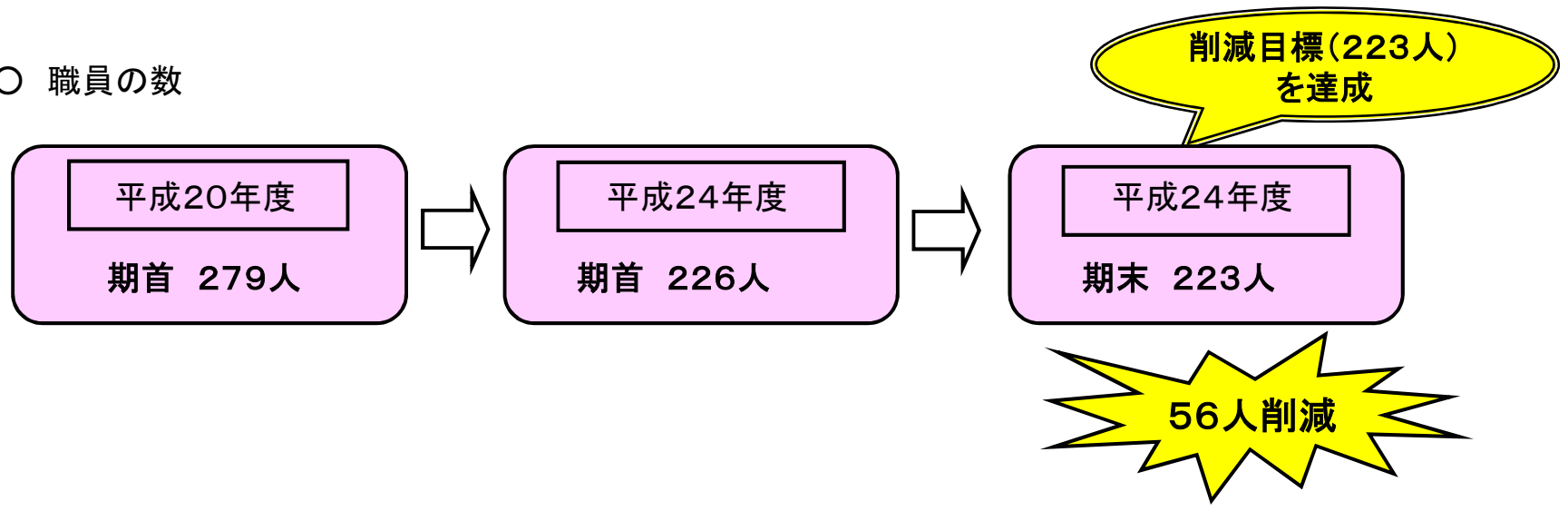
※ 運営費交付金は、退職手当相当額を除く。

# 予算、収支計画及び資金計画その他の業務運営に関する事項

人事に関する計画		【評価項目17】
		自己評価 A
評価の視点	人事に関する計画は実施されているか。	

平成24年度末において、削減目標数を達成

○ 職員の数





予算、収支計画及び資金計画その他の業務運営に関する事項

施設・設備に関する計画

【評価項目18】

自己評価 A

評価の視点

施設・設備に関する計画は実施されているか。

平成23年度第3次補正予算において、耐震補強工事に係る予算(62百万円)が23年12月に認められ、更に、第4次補正予算において、法面復旧工事等に係る予算(175百万円)が24年3月に認められた。それぞれの工事については、その実施が年度内に完了することが困難であるため、明許繰越の手続きを行い、計画通り工事を完了した。

また、平成24年度施設整備費補助金において、給水設備改修工事等に係る予算(561百万円)が24年6月に認められ、計画通り年度内に工事を完了した。

<耐震補強工事>

平成22年に耐震診断をした結果、就労・活動支援棟、体育館、独身寮等が耐震基準を満たしていなかったため、耐震補強を行った。

<法面復旧・雨水対策工事>

平成23年9月の台風12号の影響により、園内の法面が大小7ヶ所崩落した。崩落した法面の復旧と崩落の原因となった雨水の対策工事を行った。

<給水設備改修工事等>

貯水槽(コンクリート製、S46年設置)が老朽していたため更新。また、園内道路下に布設している共同溝の補強、共同構内の配線、配管の更新を行った。



これらの整備により、地震、台風等の災害対策を実施し、利用者の安心・安全の確保を行えた。